

第五回國會 衆議院 法務委員會 會議錄 第十一号

昭和二十四年四月二十六日(火曜日) 午後二時二十五分開議

出席委員

- 委員長 花村 四郎君
- 理事北川 定務君 理事小玉 治行君
- 理事高木 松吉君 理事石川金次郎君
- 理事小野 孝君 理事梨木作次郎君
- 理事吉田 安君

出席政府委員

- 法務政務次官 山口 好一君
- (調査意見第一局) 岡咲 恕一君
- 長(法務廳事務官) 齋藤 三郎君
- 法務行政長官 佐藤 藤三君
- (少年矯正局長) 齋藤 三郎君
- 法務廳事務官 齋藤 三郎君
- 委員外の出席者

- 裁判所事務官 内藤 頼博君
- 専門員 宇田川潤四郎君
- 専門員 村 教三君
- 専門員 小本 貞一君

四月二十五日

- 檢察廳法の一部を改正する法律案 (内閣提出第一〇七号)
- 民法の一部を改正する等の法律案 (内閣提出第一一四号)
- 会社等臨時措置法等を廃止する政令の一部を改正する法律案 (内閣提出第一〇八号)(予)
- 公証人法等の一部を改正する法律案

(内閣提出第一一五号)(予)の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

- 出版法及び新聞紙法を廃止する法律案(内閣提出第六五号)
- 少年法の一部を改正する法律案(内閣提出第六七号)
- 少年院法の一部を改正する法律案(内閣提出第六八号)
- 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七〇号)
- 刑法の一部を改正する法律案(内閣提出第九六号)
- 刑事訴訟法の一部を改正する法律案(内閣提出第九七号)
- 裁判所法等の一部を改正する法律案(内閣提出第九八号)
- 司法試験法案(内閣提出第一〇〇号)
- 公判前の証人等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法案(内閣提出第九四号)(予)
- 会社等臨時措置法等を廃止する政令の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇八号)(予)

○花村委員長 これより會議を開きます。

本日の議題に入ります前に、昨日付託になりました法案を御報告いたしておきます。檢察廳法の一部を改正する法律案、民法の一部を改正する法律案の二件と、予備審査のため、会社等臨時措置法等を廃止する政令の一部を改正する法律案及び公証人法等の一部を改正する法律案でございませぬ。都合本委員会に現在付託されております議案は十六件でありますので、昨日付託になりました四件のうち、会社等臨時措置法等を廃止する政令の一部を改正する法律案は急ぎますので、これは本日より行い、このほかの三件は、しばらく提案理由の説明を聞くことを延ばすことにいたします。

本日はまず昨日いまだ提案理由の説明を聞いておりませんでした刑法の一部を改正する法律案、刑事訴訟法の一部を改正する法律案、裁判所法等の一部を改正する法律案、公判前の証人等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法案及び会社等臨時措置法等を廃止する政令の一部を改正する法律案について提案理由の説明を求め、続いて本日の日程を議題としたし、質疑に入り、質疑の終了したものがあれば採決に入りたいと存じます。まずこれより順次提案理由の説明を求めます。

刑法の一部を改正する法律案
刑法の一部を改正する法律案
刑法(明治四十年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。
第二十五條の次に次の一條を加える。

第二十五條ノ二 懲役又ハ禁錮ニ付キ其執行ヲ猶豫スル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ遵守スヘキ事項ヲ定メテ其猶豫ノ期間内本人ヲ保護観察ニ付スルコトヲ得
第二十六條第二項中「處セラレタ

ルトキ」の下に「又ハ保護観察ニ付セラレタル者遵守スヘキ事項ヲ遵守セス其情狀重キトキ」を加える。
第二十九條第一項第四号を次のように改める。
四 假出獄中遵守スヘキ事項ヲ遵守セザリシトキ

附則

- この法律は、犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第 号)施行の日(昭和二十四年七月一日)から施行する。
- 第二十五條ノ二の規定は、この法律施行前に罪を犯した者については、適用しない。

刑事訴訟法の一部を改正する法律案
刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第二十三條第二項中「地方裁判所の一人の裁判官」の下に「又は家庭裁判所の裁判官」を加える。
第二十四條第二項中「簡易裁判所の裁判官」を「家庭裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官」に改める。
第三十一條第二項中「簡易裁判所」の下に「家庭裁判所」を加える。
第四十三條第四項、第六十六條第一項から第三項まで、第七十條第一項但書、第百二十五條第一項から第三項まで、第百六十三條第一項から

第三項まで、第百四十九條第一項、第百七十二條、第百九十三條第二項及び第四百四十五條中「地方裁判所」の下に「家庭裁判所」を加える。
第五十五條第三項中「一月一日二日四日」を「一月一日二日三日」に改める。
第九十七條第一項中「まだ上訴の提起がないものについて、」の下に「拘留の期間を更新し、」を加える。
第二百十八條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同條第一項の次に「第一項」を加える。

第九十七條第一項中「まだ上訴の提起がないものについて、」の下に「拘留の期間を更新し、」を加える。
第二百十八條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同條第一項の次に「第一項」を加える。
身体の拘束を受けている被疑者の指紋若しくは足型を採取し、身長若しくは体重を測定し、又は写真を撮影するには、被疑者を裸にしない限り、前項の令状によることを要しない。
第三百三十三條の次に「一項」を加える。

保護観察に付する旨の言渡は、前項の言渡と同時に、判決でこれをしなければならぬ。
第三百四十九條第二項を削り、同條第一項の次に次の四項を加える。
前項の請求が刑の執行猶予の期間中遵守すべき事項を遵守しなかつたことを理由とする場合には、裁判所は、公開の法廷で、事実の取調をし、且つ、檢察官及び被告人又はその代理人の意見を聴いて決定をしなければならぬ。但し、被告人及びその代理人が正当な理由がなく出頭

しないときは、これらの者の意見を聴くことを要しない。この決定に対しては、抗告をすることができない。

前項の場合には、被告人は、弁護人を選任することができる。

第二項の抗告の提起期間は、十四日とする。但し、被告人が刑の執行猶予の言渡を取り消す旨の決定があつたことを知らなかつた場合には、抗告の提起期間は、被告人がこれを知つた時から起算する。

第二項に規定する場合の外、第一項の請求があつたときは、裁判所は、被告人又はその代理人の意見を聴いて決定をしなければならない。この決定に対しては、即時抗告をすることができない。

第三百五十條中「前條第二項」を「前條第五項」に改める。

第四百二十九條第二項第二号中「勾留」の下に「保釈」を、同條第三項中「地方裁判所」の下に「又は家庭裁判所」を加える。

第四百六十八條第二項後段を削る。

附則

この法律は、公布の日から施行する。但し、この法律中第三百三十三條、第三百四十九條及び第三百五十條を改正する規定（第三百四十九條については、第一項を改正する規定を除く。）は、犯罪者予防更生法（昭和二十四年法律第 号）施行の日（昭和二十四年七月十日）から施行する。

裁判所法等の一部を改正する法律案

裁判所法等の一部を改正する法律案

第一條 裁判所法（昭和二十二年法

律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第六十條中「裁判所書記」を「裁判所書記官」に改め、同條第一項を次のように改める。

各裁判所に通じて別に法律で定める員数の裁判所書記官を置く。

第六十條第一項の次に次の一項を加える。

裁判所書記官は、一級、二級又は三級とする。

第六十條の次に次の一條を加える。

第六十條の二（裁判所書記官補）各裁判所に通じて別に法律で定める員数の裁判所書記官補を置く。

裁判所書記官補は、二級又は三級とする。

裁判所書記官補は、上司の命を受けて、裁判所書記官の事務を補助する。

第六十五條中（事務局長、裁判所書記又は少年保護司たるものを除く。）を（事務局長又は少年保護司たるものを除く。）と改める。

第六十六條を次のように改める。

第六十六條（採用）司法修習生は、司法試験に合格した者の中から、最高裁判所がこれを命ずる。

前項の試験に関する事項は、別に法律でこれを定める。

第七十八條を次のように改める。

第七十八條（補充裁判官）合議体

の審理が長時日にわたることの予見される場合においては、補充の裁判官が審理に立ち会い、その審理中に合議体の裁判官が審理に關與することができなくなつた場合において、あらかじめ定める順序に従い、これに代つて、その合議体に加わり審理及び裁判をすることができ、但し、補充の裁判官の員数は、合議体の裁判官の員数を越えることができない。

附則に次の一項を加える。

最高裁判所は、当分の間、特に必要があるときは、裁判官又は檢察官を以て司法研修所教官に、裁判官を以て、裁判所調査官に充てることができる。

第二條 裁判官及びその他の裁判所職員に限る法律（昭和二十二年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

次の題名を附する。

裁判官文限法 第十四條を削る。

附則 1. この法律のうち、裁判所法第六十條、第六十條の二、及び第六十五條の改正規定は公布の日から起算して三十日を経過した日から、その他の規定は公布の日から施行する。

2. この法律の公布の日から起算して三十日を経過した際現に裁判所書記に補せられてゐる裁判所事務官で、裁判所書記官に任命されないものは、別に辞令を発せられないときは、兼ねて裁判所書記官補に任命され、且つ、現にその者の勤務する裁判所に勤務することを命ぜられたものとみなす。

3. 各裁判所は、当分の間、最高裁判所の定めるところにより、裁判所書記官補に裁判所書記官の職務を行わせることができる。

4. 他の法令中「裁判所書記」とあるのは「裁判所書記官」と読み替へるものとする。

公判前の証人等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法案 公判前の証人等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法案 第一條 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）第七十九條、第二百二十六條又は第二百二十七條の規定により裁判官の取り調べた証人、鑑定人、通訳人又は翻譯人に支給すべき旅費、日当、宿泊料、鑑定料、通訳料、翻譯料及び弁償金の額については、刑事訴訟費用法（大正十年法律第六十八号）第二條から第五條まで及び訴訟費用等臨時措置法（昭和十九年法律第二号）第三條の規定を準用する。

2. 前項の場合において、刑事訴訟費用法中「裁判所又は受託裁判官」とあるのは、「裁判官」と読み替へるものとする。

第二條 刑事訴訟法第二百二十三條の規定により、檢察官若しくは檢察事務官の取り調べた者又は檢察官若しくは檢察事務官から囑託を受けた鑑定人、通訳人若しくは翻譯人には、旅費、日当、宿泊料、鑑定料、通訳料又は翻譯料を支給し、且つ、立替金の弁償をすることができ、

2. 前項の旅費、日当、宿泊料、鑑

定料、通訳料、翻譯料及び弁償金の額は、前條第一項の例による。

3. 前項の場合において、刑事訴訟費用法中「裁判所又は受託裁判官」とあるのは、「檢察官」と読み替へるものとする。

附則 この法律は、公布の日から施行する。 附則 会社等臨時措置法等を廃止する政令の一部を改正する法律案 会社等臨時措置法等を廃止する政令の一部を改正する法律案 会社等臨時措置法等を廃止する政令（昭和二十三年政令第四百二号）の一部を次のように改正する。

附則第二條及び第五條中「四月三十日」を「十二月三十一日」に改める。

附則 この法律は、公布の日から施行する。 附則 山口（好）政府委員 私はただいま上程になりました各法案につきましての提案理由を御説明申し上げます。

まず刑法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。このたび刑法の一部を改正して、第二十五の二という新しい規定を設けましたのは、近く本國会に提出いたすことになっております犯罪者予防更生法案が成立いたしました、法務府の外局として中央更生保護委員会が置かれ、その地方支部局として地方少年保護委員会及び地方成人保護委員会が設けられ、その重要な権限である保護観察の制度が実施せられましたあかつきには、裁判所が懲役刑または禁錮刑の執行猶予の裁判の言い渡しをする場合におきましても、従来のようにま

附則 この法律は、公布の日から施行する。 附則 会社等臨時措置法等を廃止する政令の一部を改正する法律案 会社等臨時措置法等を廃止する政令の一部を改正する法律案 会社等臨時措置法等を廃止する政令（昭和二十三年政令第四百二号）の一部を次のように改正する。

附則第二條及び第五條中「四月三十日」を「十二月三十一日」に改める。

たく無條件に刑の執行を猶予しない
で、執行猶予の裁判の言い渡しを受け
た者の改善と、更生を助けました
に、この者を保護委員会の保護観察に
付して、これを輔導、援護することが
適当と認められる場合もあろうかと存
ぜられます。それでかような場合には
猶予の期間中遵守すべき事項を定めま
して、刑の執行猶予者を保護観察に付
することもできるように、このような
新たな規定を設けた次第であります。

この改正は従来のように、無条件に刑
の執行猶予の裁判の言い渡しをするこ
とを妨げるものではありませんが、た
だ保護観察に付する旨の裁判をした場
合には、刑の執行猶予の言渡しに一種
の条件を付することになりますので、
一見被告人に対して不利益な改正の上
うに思われますけれども、従来は裁判
所が刑の執行猶予の裁判を言い渡すの
に躊躇したような場合にも、保護
観察に付するならば、刑の執行を猶予
してもよいと考えて、執行猶予の判決
をいたす場合もありますので、実際に
執行猶予の判決が言い渡される場合に
かえる結果にもなり、かえつて被告人
には利益を興えることにならうかと存
ぜられます。

次に第二十六條の改正は、第三十五
條の二が新設されました結果、保護観
察の期間中遵守すべき事項を遵守せず
しかもその情状が重く、これを刑の執行
猶予取消の原因に加えることといた
し、これに伴う必要な改正をしたもの
でありまして、保護観察の目的である
刑の執行猶予者の改善及び更生をはか
りますためには、この改正を必要と考
えたのであります。

第二十九條第一項第四号の改正は、

犯罪者予防更生法が成立いたしました
ときは、従来の仮出獄規則は廃止
され、仮出獄中の者は同法によつて法
定の遵守事項のほか、地方成人保護委
員会または地方少年保護委員会の定め
る遵守事項を守らなければならなくな
りましたので、これに伴う改正を施し
たのであります。

最後に本法は犯罪者予防更生法施行
の日から施行いたしますが、刑の執行
猶予者を保護観察に付し得る旨の規定
は、法律不遡及の原則に従いまして、
本法施行後に罪を犯した者に限り、こ
れを適用するというのがこの法律の附
則の趣旨でございます。

以上がこの法律案を提出いたしましたし
た理由であります。何とぞ慎重御審議
の上、すみやかに御可決くださいます
ようにお願いいたします。

次に引続きまして刑事訴訟法の一部
を改正する法律案の提案理由を御説明
申し上げます。

第一点は、家庭裁判所の開設に伴う
改正であります。御承知のように家庭
裁判所は本年の一月一日から発足し、
家庭に関する事件の審判及び調停並び
に少年の保護事件のほか、一定種類の
成年の刑事事件の第一審裁判も行う
ことになつているのであります。こ
の刑事事件の裁判については、当然刑
事訴訟法が適用されることになるので
あります。ところが刑事訴訟法は、家
庭裁判所がこの種刑事事件を取り扱う
ことを予想して制定されていなかつた
ので、家庭裁判所における刑事裁判の
円滑なる運用をはかりましたためには、
刑事訴訟法に若干の改正を加える必要

があるのであります。すなわち家庭裁
判所の裁判官が回避された場合の裁判
に関する規定、家庭裁判所における特
別弁護人の選任に関する規定、事実の
取調べ、勾引、押収、搜索、証人尋問
などの囑託は、地方裁判所または簡易
裁判所の裁判官のほか、家庭裁判所の
裁判官に対してもすることができるよう
の規定、勾引状または勾留状の執行の
指揮は、急速を要する場合には、地方
裁判所または簡易裁判所の裁判官のほ
か、家庭裁判所の裁判官もすることが
できる旨の規定、執行猶予の言い渡し
の取消の請求は、地方裁判所または簡
易裁判所のほか家庭裁判所に対しても
することができるよう旨の規定、家庭裁判
所の第一審判決に対しては控訴するこ
とができる旨の規定並びに家庭裁判所
の裁判官のした裁判の取消または変更
の請求に対する決定は、合議体でしな
ければならぬ旨の規定などを整備す
ることでありまして、いづれも関係條
文に家庭裁判所という字句を加えるこ
となどによりまして、簡単にその目的を
達することができるようであります。

第二点は本国会に提出しております
刑法の一部を改正する法律案に關連す
る改正であります。この法案により
ますれば、裁判所は懲役または禁錮刑
につきその執行を猶予する場合に、必
要と認めるときは、その刑の執行期間
中、被告人を遵守事項を定めて保護観
察に付することができるようといた
し、かつ保護観察に付された者が遵守
事項を守らなかつたときは、刑の執行
猶予を取消し得ることにいたしました
ので、かかる保護観察に付する旨
の裁判の言渡しにつき、また刑の執行猶
予の取消手続につきまして必要な規定

を刑事訴訟法に追加したものでありま
す。すなわち同法第三百三十三條を改
正いたしました。刑の執行を猶予し被
告人を保護観察に付する場合には、そ
の裁判は判決をもつて、刑の執行猶予
の判決の言い渡しと同時に言い渡すべ
きものといたし、そのことを規定いた
しました。第三項として新たに追加した
のであります。次に第三百四十九條の改正は、従
來刑の執行猶予取消の原因は刑法第二
十六條に規定してありますように、新
たに刑に処せられた場合または前に他
の罪につき刑に処せられたことが発覚
した場合等、比較的明瞭な事項であり
ますので、裁判所は被告人及び検事の
意見を聞いた上、決定でただちにその
取消の裁判をいたしたのであります
が、このたび刑法の改正によりまし
て、先に申しましたように新たに保護
観察の期間中遵守すべき事項を遵守し
なかつたことを、執行猶予取消の原因
といたしましたので、はたして執行猶
予を受けた者が遵守事項を守らなかつ
たかどうかについては、裁判所は慎重
に事実の取調べをした上で判断をする
必要があらますので、必ず公開の法廷
で、原則として、被告人及び検事の両
当事者を出席せしめて事実の取調べ
をなすことといたし、かつ被告人はそ
の場合弁護人を選任し得ることといた
したのであります。また従来は執行猶
予の取消決定に対しては、即時抗告を
なし得るのであります。即時抗告の
期間は三日と法定されているのであり
まして、前述のごとく従前と異りまし
て、今回の改正によつて保護観察期間
中の遵守事項を守らなかつたことを理
由として取消決定がなされるようにな

りますと、被告人が取消決定があつた
ことを知らず、従つて被告人の知らぬ
うちに取消決定が確定してしまふとい
うような場合もあり得るのであります
ので、これでは被告人に対し酷にしま
すので、取消決定に対しては普通抗告
をなし得るものとするともに、その
期間を控訴の期間と同様十四日とし、
かつ期間の計算は、被告人が取消決定
のあつたことを知つたときから起算し
ますことといたしました。次に第三百
五十五條の改正は、第三
百四十九條に第二項、第三項及び第四
項が新たに追加されましたことに基
きます整理のための改正であります。

第三点は、その他の改正でありまし
て、あるいは解釈を明らかにし、ある
いは不備を補正し、あるいは不要の規
定を削るものであります。このうちで
まず御留意を願ひたいのは、第二百
八條の改正であります。これは身体
の拘束を受けている被疑者については、
特別の令状がなくとも、指紋の採取な
どをすることができるよう明らかに
したものであります。刑事訴訟法上被
疑者が身体拘束を受ける場合として
は、第九十九條のいわゆる通常の逮
捕、第二百十條のいわゆる緊急逮捕、
第二百十三條のいわゆる現行犯逮捕、
第二百七條のいわゆる起訴前の勾留が
主なものであります。しかしてこれら
の場合には、これら逮捕行為などの付
随処分として、指紋の採取その他本改
正條文に掲げている程度の処分は、被
疑者の同一性を識別するなどの目的
のためには、当然なしうるものと解し
られるのであります。なお疑義の起
きる余地のないように、この際明文を
もつてこれを明らかにしておくのを相

第一類第五号 法務委員会議録 第十二号 昭和二十四年四月二十六日

三

当と認められた次第であります。

次に第五十五條第三項の改正であります。同項の規定は、期間の末日が日曜日、一月一日、二月、四月、十二月二十九日、三十日、三十一日または一般の休日として指定された日にあたるときは、これを期間に算入しないことになつてゐるのであります。これは旧刑事訴訟法の規定をそのまま踏襲したものであります。そしてこの規定のうち一月一日、二月、四月となつて

いますのは、従前は一月三日及び五日が一般の休日になつておりましたので、四月を休日にして取扱うことは意味があつたのであります。國民の祝日に関する法律が実施されました今日におきましては、一月三日及び五日はいずれも國民の祝日になつておりましたので、四月を特に掲記する意味がなくなつたのであります。しかし一月三日は、國民の祝日には指定されてお

りませぬが、一般官廳の休暇日に指定されておられ、國民生活の現実に於いても正月三箇日の一日として特別の意味をもつておられますので、この際一月三日を休日にして取扱うこととしたし、一月四日を一月三日にふりかえたのであります。

なお第九十七條第一項に「勾留の期間の更新」の規定、第四百二十九條第一項第二号に「保釈の規定を加えたのは、本来かくあるべきであつた不備を補正したものであります。また第四百六十八條第二項後段の「この場合には、第四百六十三條但書の規定を適用する旨の規定を削つたのは、さきに第四百六十三條但書を削る改正をしたのに伴う整理に過ぎないのであります。

以上で大略であります。提案理

由の御説明をいたしました。何とぞ慎重御審議の上、すみやかにこれの御可決くださいますことをお願いいたします。

次に引き続きまして裁判所法等の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

この法案は、裁判所法と裁判官及びその他の裁判所職員の分限に関する法律の一部を改正せんとするものであります。

裁判所法については、裁判所書記の制度、司法修習生の採用、補充裁判官の員数並びに司法研修所教官及び裁判所調査官の任用につきまして若干の改正を行い、裁判官及びその他の裁判所職員の分限に関する法律については、裁判官以外の裁判所職員の分限につき若干の改正を行おうとするものであります。以下この法案の要点を御説明いたします。

第一は裁判所書記制度の改正の点であります。裁判所書記は現行法では裁判所事務官の中から補せられることとなつておられますが、裁判所事務官は、本来司法行政事務をつかさどるものであるに反し、裁判所書記は法廷に立ち

会い、裁判所の事件に関する記録その他の書類の作成及び保管その他民事訴訟法、刑事訴訟法等に定める事務をつかさどり、執務に際しては職務上の独立を認められてゐるものであります。司法行政事務を担当する裁判所事務官の職務内容とはまつたく異なつて

いるのでありますから、裁判所事務官を裁判所書記に補する現行制度は、國家公務員法が採用してゐるキャリア・システム（関歴制度）と根本的に相いれないのでありますので、この点に

関する現行法第六十條を改正して、裁判所事務官を裁判所書記に補する制度を廃止し、新たに裁判所に裁判所書記官及び裁判所書記官補を置くものとしました。裁判所書記官は現在の裁判所書記の職務をその職務内容とし、一應旧來の級級制度に従い、一級、二級及び三級の三階級を定めました。民刑両訴訟法の改正により、訴訟は民刑とも公判中心主義と相なりしました結果、

公判手続の複雑化はひいて裁判所書記（改正法の裁判所書記官）の事務を質的に重要かつ困難ならしめ、また量的にも繁忙ならしめることとなつたのであります。そこで各裁判所を通じて一定員数の二級及び三級の裁判所書記官補を置いて、裁判所書記官の事務を補助させることとしたのであります。

第六十條の二の規定がこれでありま

す。従ひまして、この裁判所書記官補の新設は、裁判所書記官の地位を現在の裁判所書記のそれに比し一段高いものとしたのであります。裁判所書記として相当年限の職歴を有し、かつ成績優秀な者のみが一定の任用試験を経て裁判所書記官に任ぜられるようにいたしましたのであります。従つて現在裁判所書記たる者がもし本法により任命されることれば、大部分はこの裁判所書記官補に任ぜられる建前になるのであります。附則第二項の経過規定は、この観点より立案されたのであります。以上の次第でありますから、裁

判所書記官の充実が即時には期待できず、さしあたりは、若干の欠員が予想されますので、本法施行後裁判所書記官が充員せられ、裁判所書記官の事務が本格的にも軌道に乗るまで、裁判所書記官の職務の澁滞を避けるため、当

分の間裁判所書記官補として裁判所書記官の職務を行わせることができる措置を附則第三項で規定したのであります。

次に第六十五條の勤務裁判所の指定に関する改正規定は、右申し述べました第六十條及び第六十條の二の改正規定に伴う當然の改正でありまして、御説明するまでもないと存じます。

第二は司法修習生の採用の点であります。司法修習生は、現行法では高等試験司法科試験に合格した者の中から最高裁判所が採用することとなつておりますが、國家公務員法の改正によりまして旧高等試験令が廃止となり、高等試験司法科試験の制度は昨年末で消滅いたしましたので、これにかわる試験制度を定める必要があります。そこで政府は別に司法試験法案を國會に提出いたしました。これに對照して司法修習生は、この司法試験に合格した者の中から最高裁判所が採用することとしたのであります。

第三は、補充裁判官の員数の増加の点であります。合議体の裁判所の長期間にわたる審理を円滑ならしめるために設けられた補充裁判官の制度は、現行法ではその員数を一人に限つておりますが、近時きわめて長期間の審理を予想される事件が出て参りました。一人ではせつかく補充裁判官を置いた趣旨に沿わない場合も予想されますので、員数を一人以上にすることができるよう改め、合議体の員数の範囲内に制限することとしたのであります。

第四は、司法研修所教官または裁判所調査官の任用の点であります。司法研修所教官または裁判所調査官は、

その職務の性質上裁判官または檢察官の経験のあるものをもつて充てることを必要と存するものであります。現在裁判官または檢察官から司法研修所教官または裁判所調査官への轉官がきわめて困難な実情にありますので、当分の間、特に必要がある場合に限り、裁判官または檢察官をしてその地位にありながら司法研修所教官に、また裁判官をしてその地位にありながら裁判所調査官に充てることのできる道を開いたのであります。

第五は、裁判官以外の裁判所職員の分限に関する改正の点であります。裁判官及びその他の裁判所職員の分限に関する法律第十四條は、旧官吏懲戒令と相まつて裁判官以外の裁判所職員の分限及び懲戒に關し規定したものであります。國家公務員法の改正及び官吏懲戒令の廃止により裁判官及び最高裁判所裁判官の秘書官以外の裁判所職員は、一般職として同法が全面的に適用されることとなり、その懲戒手続等を特別に設けておく必要がなくなり、たので、これを削除することとしたのであります。従つてこの法律は、同條の削除によりその内容は、裁判官の分限に関する規定のみとなりますので、その題名を裁判官分限法と定めた次第であります。

第六は、施行期日の点であります。裁判所書記官及び裁判所書記官補の移行には相當の準備期間を必要としますので、裁判所書記制度の改正に関する部分は、この法律公布の日から起算して三十日を経過した日から施行することとしたし、その他の部分は、公布の日から施行することとしたのであります。

その職務の性質上裁判官または檢察官の経験のあるものをもつて充てることを必要と存するものであります。現在裁判官または檢察官から司法研修所教官または裁判所調査官への轉官がきわめて困難な実情にありますので、当分の間、特に必要がある場合に限り、裁判官または檢察官をしてその地位にありながら司法研修所教官に、また裁判官をしてその地位にありながら裁判所調査官に充てることのできる道を開いたのであります。

第五は、裁判官以外の裁判所職員の分限に関する改正の点であります。裁判官及びその他の裁判所職員の分限に関する法律第十四條は、旧官吏懲戒令と相まつて裁判官以外の裁判所職員の分限及び懲戒に關し規定したものであります。國家公務員法の改正及び官吏懲戒令の廃止により裁判官及び最高裁判所裁判官の秘書官以外の裁判所職員は、一般職として同法が全面的に適用されることとなり、その懲戒手続等を特別に設けておく必要がなくなり、たので、これを削除することとしたのであります。従つてこの法律は、同條の削除によりその内容は、裁判官の分限に関する規定のみとなりますので、その題名を裁判官分限法と定めた次第であります。

第六は、施行期日の点であります。裁判所書記官及び裁判所書記官補の移行には相當の準備期間を必要としますので、裁判所書記制度の改正に関する部分は、この法律公布の日から起算して三十日を経過した日から施行することとしたし、その他の部分は、公布の日から施行することとしたのであります。

その職務の性質上裁判官または檢察官の経験のあるものをもつて充てることを必要と存するものであります。現在裁判官または檢察官から司法研修所教官または裁判所調査官への轉官がきわめて困難な実情にありますので、当分の間、特に必要がある場合に限り、裁判官または檢察官をしてその地位にありながら司法研修所教官に、また裁判官をしてその地位にありながら裁判所調査官に充てることのできる道を開いたのであります。

その職務の性質上裁判官または檢察官の経験のあるものをもつて充てることを必要と存するものであります。現在裁判官または檢察官から司法研修所教官または裁判所調査官への轉官がきわめて困難な実情にありますので、当分の間、特に必要がある場合に限り、裁判官または檢察官をしてその地位にありながら司法研修所教官に、また裁判官をしてその地位にありながら裁判所調査官に充てることのできる道を開いたのであります。

最後に、附則第四項で他の法令中裁判所書記とあるのはすべて裁判所書記官と読みかえるようにいたしまして、裁判所書記官の職務の執行に遺憾なきようにいたしましたのであります。

以上をもつて裁判所法等の一部を改正する法律案の概要の説明を申し上げました。なにとぞ慎重御審議の上、すみやかに可決せられんことをお願いいたします。

次に上程になつております公判前の証人等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法案の提案理由について御説明いたします。

本案は、刑事訴訟法の実施に伴い、旧刑事訴訟法のもとにおいて制定されてきた大正十三年司法省令第十一号証人、鑑定人、通事または翻譯人に旅費、日当、止宿料給與の件を改正し、かつ國費支出の根拠を明確にするため、これを法律にしようとするものであります。

この大正十三年の司法省令は、刑事訴訟費用法に規定している場合以外で、刑事手続に關して証人等に旅費等を支給し得る場合を規定し、その額について刑事訴訟費用法の相当規定を準用しているものであります。その場合としては、旧刑事訴訟法第二百五十五條の規定により検事の請求した強制の処分につき裁判官の召喚した証人、鑑定人、通事または翻譯人に対して支給する場合、犯罪捜査につき検事の呼出しに應じて出頭した者に対して支給する場合等を規定しているものであります。本案第一條は、いわば右の前者の場合に相当するものであります。本案第二條は、右の後者の場合に相当するものであります。

新刑事訴訟法第七十七條は、被告人被疑者または弁護人からの請求により、証拠保全のため裁判官が証人尋問等の処分をする場合を規定しております。同法第二百二十六條及び第二百二十七條は、檢察官からの請求により、いわば証拠保全として裁判官が証人尋問をする場合を規定しております。いずれも旧刑事訴訟法第二百五十五條の場合に類比すべきものであります。ただこれらの場合には、新刑事訴訟法の解釈といたしましては、これらの規定により喚問された証人等は、旅費等の請求権は、すでに刑事訴訟法自体により認められておりました。ただその額が法定されていないものと解せられるのであります。それで本案第一條では、その額につき刑事訴訟費用法及び訴訟費用等臨時措置法の相当規定を準用することにいたしました。かつ必要な読みかき規定をおくにとどめた次第であります。

次に新刑事訴訟法第二百二十三條は、檢察官、檢察事務官または司法警察職員は、犯罪の捜査をするに必要があるときは、被疑者以外の者の出頭を求め、これを取り調べ、またはこれに鑑定通訳もしくは翻譯を囑託することができる旨を規定しているものであります。本案第二條は、前述の司法省令の規定している後者の場合を新刑事訴訟法のこの新しい條文にあてはめて規定したものであります。ただ新刑事訴訟法では、檢察官のほか同じく檢察廳の職員である檢察事務官も廣く捜査権限を認められておりますので、檢察事務官の取調べまたは囑託した者にも旅費等を支給することができるともするとともに、司法警察職員の取調

べまたは囑託した者については予算的措置その他なお研究すべき点があるため、本案としましては、従前通り別に規定を置かぬことにしたのであります。しかしして檢察官または檢察事務官の取調べまたは囑託を受けた者は、刑事訴訟法上は旅費等の請求権を認められておりませんから、本案第二條によつて檢察官の裁量により、かつその額については、刑事訴訟費用法及び訴訟費用等臨時措置法の規定するところによりこれを支給されることになるのであります。これらの点は従前と同様であります。

以上簡單ながら提案理由の御説明を終ることにいたしますが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

次に会社等臨時措置法等を廃止する政令の一部を改正する法律案を提出しました理由を御説明申し上げます。

十一月十日施行令とともに連合國最高司令官の賞書に基き、政令第四百二二號をもつて廃止したのであります。その際その附則において、同法及び同法施行令中の若干の規定について本年四月三十日までなお効力を有するものとしたのであります。元來、同法は第一條の示すように戦時中の特例を定めた立法であり、同法規定の大部分は戦時中の窮迫した社会事情、たとえば交通通信の不便、物資の不足、戦争による災害等に対処する措置を定めたものであります。同法が廃止された当時におきましても、なおこのような事情が完全に解消するに至つていないため、これらの規定の効力をなお存続させる必要がありました。他面その一部

の規定は、会社経営の実情に適するものとして、経営界からその恒久化が要望されておりますので、これを恒久法とする可きものを検討し、必要があれば商法の中に入入れる等の措置を講じなければならぬ関係上、そのときまでこれらの規定の効力を失わしめなうと考へられまして、今日なお前述の窮迫した社会事情は、なお完全に復旧しておらず、また恒久立法とする可きもの可きものについても、なお検討を要する状況にありまして、現に効力を有するこれらの規定につき、さらに本年十二月三十一日までその効力を存続させる必要があり、この点について前述の政令を改正するため、この法律案を提出いたしましたのであります。

ここに有効期間を延長しようとする規定は、まず会社に關するものとして、会社等臨時措置法第二條から第三條ノ二まで及び第五條並びにこれに關連する施行令の諸規定であり、会社以外の法人に關するものとしては、第八條及びこれに關連する施行令の規定であります。これらの規定について簡単に御説明いたします。

会社等臨時措置法第二條の規定は、資本金二十万円未満の株式会社の公告の方法につき、商法第六十六條第二項に定める公告方法によることを要しない、すなわち官報または時事に關する日刊新聞紙に掲載して公告することを要しないとするのであります。用紙欠乏による官報及び新聞紙の紙面不足に対処し、あわせて会社の経費の負担を軽減させるものであります。今日なお新聞紙の紙面不足等の事情は解消してない状況でありますので、

この規定の効力を存続させることとしたのであります。

第三條の規定は、株主の数が千人を越える株式会社について株主總會の召集方法を簡易化し、かつ商法第三百四十三條の特別決議をするための總會の定足数を緩和するものであります。この規定を設ける根拠とされた、戦時中における交通通信の不便という事情は、近時大いに改善されましたけれども、反面におきまして、交通費、通信費の著しき増大と株式民主化の趨勢に伴う株主数増加の傾向によつて、今後商法の要求しているような總會召集の通知及び特別決議の定足数の出席がますます困難となることと予想されるのであります。この規定を今ただちに失効させることは会社経営に大きな支障を與えるおそれがあり、この点に關する商法の規定を再検討する必要ありと考へられますので、本條もまたその効力を存続させようとするのであります。

第三條の二の規定は、戦災その他の災害により株主名簿を喪失し、記名株主の全部または一部の氏名または住所を確知することのできなかつた株式会社に對して、当該株主に対する總會召集の通知を省略し、その者を特別決議の定足数たる株主の數に算入しないこととし、戦災を受けた会社の運営に支障なからしめようとするのであります。が、戦災により株主名簿を喪失した会社で、今日なお記名株式の株主の氏名または住所を確知し得ないものが存在します。この規定は、第三條と同様の規定の効力を存続させることにいたしましたのであります。

第五條は、日本興業銀行、日本勧業銀

行その他法務總裁の指定する株式会社
の社債登記に簡易な手続を認める
ものであり、これらの会社は多くは特
別の法令の定めにより、その社債発行
額の限度が商法所定の限度よりも高い
ため、社債発行の額及び数が非常に大
きく、その登記が煩瑣にたえないの
で、その手続を簡易化し、その手数及
び費用を節約しようとするのでありま
すが、その社債発行の頻度は減少し
ておらず、また社債に関する登記事項
について商法の規定を検討する必要も
あるので、この規定もまたその効力を
存続しようとするのであります。

第八條の規定は、会社以外の法人に
関し、その発行する債券の登記につ
いて第五條におけると同様な取扱いを
するものであり、第五條と同様の理由で
この規定の効力を存続しようとするの
であります。以上述べましたところが
政令附則第二條の改正であります。な
お敍上の改正に伴い、政令中の経過規
定に所要の改正を加える必要がありま
すので、これを附加いたしました。附
則第五條の改正がこれであります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに
御可決あらんことをお願いいたします。
○花村委員長 これより質疑に入りま
す。本日日程中、下級裁判所の設立
及び管轄区域に関する法律の一部を改
正する法律案、出版法及び新聞紙法を
廃止する法律案、少年法の一部を改正
する法律案、少年院法の一部を改正す
る法律案を一括して議題に供します。
右法案に対し北川定務君より質疑の通
告がありますから、これを許します。
○北川委員 出版法及び新聞紙法を廃
止する法律案につきまして、一、二点
質疑をいたしたいと思ひます。

出版法の存在することは憲法の規定
に抵触いたしますので、その廃止は
当然のことと思ひますが、この廃止
の後に、民間の出版界を手放しにして
は悪いような結果を生ずるのではない
でしょうか。この点が質疑の第一点で
あります。次に今後出版法をつくられ
る予定がございませうか。第三点
は著作権法との関係がどうなるか。こ
の三点について質疑をいたしたいと思
ひます。

○山口好政府委員 北川委員の御質
疑にお答えいたします。
出版法及び新聞紙法を廃止しまし
ても、民間業者に対しては、今後に
おいては大体行政面において指導をい
たして行く考えであります。それによ
つて支障なき取扱いをいたすことはで
きると想ひるのであります。

それから今後これが廃止されて、ま
た新たに法律の制定を考へておらな
いという御質問でありましたが、これ
につきまして、御承知のごとく新憲
法下におきましては、一般的に言論及
び出版の自由を制限するような法律は
設けることができないことになつてお
りますので、必要に應じまして、たと
えば選挙法により、その他の別個の法
律によつて、必要に應じて取締規定を
設ける、こういうふうな考え方でおる
のであります。

たが、さしつかえのため出席できぬと
いうことでありますから、また質疑の
いかによりました出席を求めて、詳
しい答弁をいたしたくことにいたし
たいと思ひます。

○松本委員 今度予約出版法によるこ
とになるようでありませうけれども、予
約出版法第四條の、予約出版に対して
は保証金として予約定価十円未満は五
百円、予約定価十円以上は千円という
ことは、今日の事態に適しておらぬよ
うですが、これは改正される意思はな
いのですか。

第三の著作権法との関係であります
が、御質問のような支障は、政府とい
たしましてはまずないと考へておる次
第でございます。

○山口好政府委員 所管が違ひます
が、知つております範囲でお答えをい
たします。その点については御質疑の
ような点がたしかにございませうが、今
度目ざしておる改正では、ごく字句的
な簡単なものにとどめまして、そのう
ちに改正されることになると思ひます
が、著作権法の改正に伴ひまして、根
本的な改正をいたすもろくみださうで
ございませう。

○梨木委員 少年院法の一部改正のと
ころで、昭和二十六年の三月三十一日
までということになつておるのであり
ます。これはおそろく予算の関係など
をにらみ合せての改正なのだろうと思
ひますが、やはりこういう拘留監に特
別の場所をこしらへて、そこへ少年を
保護処遇するといふようなことは、なる
べく短期間にしてもらいたいと思ひ
てあります。なぜ二十五年一ぱいに
ということにできなかったのか、この
点を伺いたしたいのであります。

○佐藤(藤)政府委員 御説のように、
少年保護所は拘留監と全然異なるべき
性質の施設でありまして、その中に収
容する少年の処遇も、拘留監に收容す

る青少年の処遇とはまったく別なもの
でありますので、できれば拘留監と
関係なく設立したい考へておつた
のであります。が、予算等の関係があ
りまして、とうてい今年中には整備す
る見込みが立ちませぬので、さらに一
年間延ばしまして、明年度の予算で完
備したい、かような考へのもと
に、昭和二十六年三月三十一日まで暫
定的な應急措置を講じようというの
が、本改正案の理由でございます。

○田嶋委員 委員長のお許しを得まし
て、私は最高裁判所に対して一言
御質問申し上げたいと思ひます。最近
わが國におきまして、少年問題に対
しましては相当重大なる関心を要する時
期になつたのであります。従ひまして
今回議院におきましても、花村委員長
以下二十七名提出の少年犯罪防止に對
する決議案が上程されました。これは
各党一致をもちまして提出され、ここ
に採択をされることになつたのであり
ます。そういうような意味合いからい
たしまして、相当今後の少年法の運
営に對しましては、重大な関心を持つ
て臨まなければならぬと思ひるのであ
ります。御存じの通り本年一月に少年
法が実施されました。今日まで三箇月
余を経過いたしておるのであります。
ところがわれわれがこの実施三箇月後
の実績を調査いたしてみますと、ど
うも名目のみであつてその実が伴わ
ない。名前のみはできたのだが、どうも
実際はまったく遅々として進んでいな
いというのが現状ではないかと思ひま
す。まず第一に私にそれについて質問

をいたしたいと思ひますことは、この
少年法の実施によりまして、当然設立
されるべき家庭裁判所ですが、この家
庭裁判所は、少くとも少年法の趣旨か
らいたしまして、従来の裁判所に併置
とか、従来の裁判所を利用するとかし
たものでなく、独立の廳舎をもちまし
てこれに充てなければならぬとわれ
われは考へておる次第であります。が、
現在のこの廳舎建設といふものはいか
うな状態にあるか、これについて詳し
く御説明を願ひたいというのが第一点
であります。

第二点は、この廳舎と関連いたしま
して、やはり人事の問題が起きて参り
ます。最近われわれの知る範囲では、
ようやく家庭裁判所長の発令を見たよ
うに思われるのであります。が、いまだ
その家庭裁判所の中核となるべき判事
の充足といふようなものも聞いており
ません。ついでにはこの家庭裁判所に對
する人事の面は、どういふような進捗
状況になつておるのか、これを詳しく
最高裁判所から承りたいと思ひます。
以上二点について御質問いたします。

○宇田川説明員 田嶋委員の御質問に
對して、最高裁判所の御回答を申し上
げます。田嶋委員のおつしやる通り、
少年犯罪がますますふえて、國會の方
では少年犯罪防止に関する決議をさ
れまして、私も少年問題に関係して
おります者として、非常にありがたく
存じておるような次第であります。が、
昨年少年法が改正になりましたが、家
庭裁判所ができて、また少年保護所、それ
から少年院といふものが設置されること
になつたのであります。が、家庭裁判所
のその後の進捗については、遺憾なが
ら予想通りに進んでおりませぬ。現在

少年関係の家庭裁判所として独立して
いるものは、わずかに大阪、熊本、二
地方で、他の地方、すなわち他の四十
七箇所においては、少年に関する独立
の裁判所がまだ設立されてないよう
な状況であります。家庭裁判所は、田
嶋委員がおつしやる通り、刑事裁判所
とか、また民事裁判所とはまったく違
つた性格を持つた裁判所でありませ
ぬので、どうしてもこれらと併設または
利用するようなことは望ましいことでは
ありませんので、何とかしてこれは
新設、または借上げ等の方法によつ
て、独立したものをつくりたいと思つ
ております。以上のように、現在では
大阪、熊本の二地方においてやつてお
ります。ただ本年度新規予算におい
て、これが設備に関する要求を大蔵省
にいたしましたのでありますが、四十七箇
所の家庭裁判所の新設の予算として、
わずかに一億七千万円の割当しかされ
ておりません。以上が家庭裁判所の物
的方面における進捗の状況でありま
す。人事の問題については、過般所長
について東京、大阪、名古屋、廣島、
福岡、仙台、札幌、高松、横浜、京都、
神戸について専任所長の発令を見まし
たが、いまだ爾余の箇所については、
所長の発令を見ておりません。しかし
これについては、最高裁判所といたし
ましてはなるべく早く適当な論議を行
う意向であります。

かに四十六名、それから判事補は六十
五名が四十六名、それから少年保護司
は八百三十二名が四百五名、かような
状況であります。とうていこれでは家
庭裁判所の少年審判事件はまかないに
くいというような状況であります。し
かし家庭裁判所の職員は、何とかこの
程度においても所期の目的を達成した
いと、現に精進しておる次第でありま
す。なお本年度は、十八才未満の少年
について家庭裁判所の方で処置する計
画であります。来年度からは、少年
法によりますと二十才未満ということ
になるのでありますが、かりに二十才
未満の少年を来年度において処置しな
くちやならないとするならば、とうて
い家庭裁判所はこれを運用することが
できないのじやないかと心配しておる
次第であります。以上簡単でございま
すが、お答えいたします。

○田嶋委員 今の御説明によりまし
て、家庭裁判所の廳舎建築費として一
億七千万円計上せられたということだ
ですが、この一億七千万円によりまし
て、どの程度の家庭裁判所の廳舎が建
設されましようか、これが一つ。それ
からなお第二といたしまして、今回の
予算によりますと、確かに昨年度の予
算よりもこうした方面に対する予算は
増額をされておると思うのであります
が、この人事に対する予算の運営はど
ういうふうに見ているのか、この二点
を承りたいと思ひます。

○委員長 退席、北川委員長代理着
席

なお判事、少年の保護司等の人事に
ついては、本年度の予算で最高裁判所
といたしましては、判事について百三
十一人必要であります。大蔵省に要
求いたしましたのは六十六名で、わず

ろうと考えいたしましたとしても数箇所、
多くて十箇所以下の家庭裁判所しか新
設できないものと見ております。なお
人員の配置についても、現在事務総局
の方で研究中でありますので、ここで
詳しいお答えをすることはできません
が、非常に困難な状況にあるというこ
とだけをお答えしておきます。

○田嶋委員 それでは人事の問題につ
いても一度お尋ねいたしたいのであ
ります。裁判所長が発令されたのは一
部でありまして、まだ大部分の裁判所
に対する所長も発令されていないよう
に承りますが、この所長はただちに補充
されるのか、それとも今のままで行く
方針なのか承りたいと思ひます。

○宇田川説明員 所管が違つておりま
すし、また人事のことについては裁判
官会議の方で定めることになつており
ますので、ここではお答えする自由を
持つておりませんが、家庭局の考えと
いたしましては、すみやかにこれが専
任所長の人選を希望しております。

○田嶋委員 この問題は冒頭に申し上げ
ましたように、われ／＼議員といた
しましては、重大な関心を持つておる
わけでありまして、ただいま最高裁判所
の説明員の御説明でわかつたところは
了承いたしますが、わからない点につ
きましては、それ／＼関係当局者にお
きまして、すみやかに説明をせられん
ことを希望いたしましたして私の質問を終
ることになります。

○宇田川説明員 家庭裁判所の新設の
予算のことについて、これをいかに処
理するかについては経理局の所管であ
りますので、現在私、お答えする資料
を持つておりませんが、何分一
億七千万円ありますので、これをし

に國民の喜びといたすところでありま
す。それに関連しまして、第四國會に
おきまして岐阜縣岡町、鳥取縣浦富
町、栃木縣上都賀郡の栃木簡易裁判
所、この三箇所簡易裁判所を設置し
てもらいたいという請願並びに陳情等
が出ておつたのであります。これは
いかうに処理されたかという点をま
ず第一にお聞きしたい。

それから今度の法案では全國に六箇
所増設されることになつております
が、この六箇所以外にも請願、陳情等
が出ておつたのではないと思ひま
す。政府としては、將來なおこの簡易
裁判所を必要に應じて設置される計画
等がおありであるかどうか、この二点
について御説明願ひたいと思ひます。

○岡咲政府委員 小玉委員の御質問に
対してお答え申し上げます。このたび
増設を見ました簡易裁判所は六箇所
でございますが、そのうち岡町の簡易裁
判所、それから岡山縣の児島市に設け
ます簡易裁判所、それから鳥取縣の浦
富町に設けます簡易裁判所は、ただい
まお述べになりましたように、衆議院
において採択せられました請願もしく
は陳情の御趣旨を主として取入れまし
て、新設することが適當であると私ど
もの方でも考えましたし、最高裁判所
に御連絡申しまして、最高裁判所もそ
の点について全幅の御同意をお與え願
ひましたので、設置いたすことになつ
した次第であります。そのほか衆議院
におきましては、京都府の竹野郡網野
町に簡易裁判所を設けてもらいたいと
いう趣旨の網野町長の請願がございま
して、これは第三國會におきまして衆
議院において採択せられております

を設置してもらいたいという趣旨の請
願がございまして、これは第一國會に
おきまして衆議院において採択になつ
ておりますが、この二箇所につきまし
てはいろいろ／＼研究いたしましたこと
で、今ただちに簡易裁判所を設けるこ
とを必要と考えるわけに参りませんの
で、一應これは留保にいたしました次第
であります。現在簡易裁判所は、御承知
のように五百五十九箇所設置されてお
りますが、最高裁判所におかれまして
は、もちろんこの程度では満足ができ
ませんので、もし予算なり人事の関係が
十分に参るならば、一千箇所に近い程
度の裁判所をも設置したいような御希
望のように承つておる次第でございま
す。法務廳におきまして、このたび
の六箇所の新設は必要やむを得ないも
のみに限りまして、予算の関係もご
ざいまして、そのほか諸般の事情もご
ざいまして、やむを得ずこの程度の増
設を決定いたしました次第であります。が、
將來予算なりあるいは管轄、そのほか
人事諸般の事情が許しますならば、
もつと陳情なり請願、あるいは國會の
御意向に沿うように、なるべく多数の
簡易裁判所を設けたいと考えておる次
第でございます。

○小玉委員 簡易裁判所の設置に関し
て、これに付随しましてちよつとお伺
いしたいのですが、この簡易裁判所設
置の費用であります。この費用につき
まして、従来地元の寄付を仰いで、そ
の建築費の一部に充てておるといふ例
を私は承つておるのであります。現
在各地方におきましては、御承知のよ
うに納税その他で非常な金詰まり状態
にあるのであります。寄付をされる場
合には、たいはいその地元の各町村に

○小玉委員 下級裁判所の管轄等に対
する法律案について、一、二点お伺い
申し上げます。この法案に
よりまして六箇所簡易裁判所が増設さ
れることになりましたことは、まこと

判当で、半ば強制的に寄付をせしめて、それを設置の費用に充てるというような例があるように承つておるのであります。今度のこの六箇所の増設については、その予算関係はいかように考へておられるか。全部國庫負担ということでもやられるか。全部國庫負担といひはまた若干は寄付を募つてやられるか、その点を伺いた

○岡政政府委員 予算の問題でございますので、最高裁判所から御説明を願うのが適当かと思ひますが、私の承知しております範囲でお答え申し上げます。

このたびの六箇所の新設につきましては、裁判所あるいは法務廳におきましても、その管轄の予算を大蔵當局に要求したのでございますけれども、目下の財政状態におきまして、遺憾ながら承認を得ることができなかつた次第でございます。この六箇所の新設裁判所につきましては、地元からもすいぶん強い御要望がございまして、管轄の点は地元の方面においてこれを負担するから、ぜひ設立を考慮してもらいたいという趣旨の陳情がしばしばございまして、裁判所におかれましても、地元の方に御出張になり、いろいろ關係方面とも御連絡になりまして、裁判所を設置するのに適當な廳舎の手はずもできる見込みが立ちましたので、裁判所もこのたびの新設に同意をお與えになつた次第でございます。一般に簡易裁判所の設立につきましては、小玉委員から御指摘がありましたように、地元の寄付に仰いでいる点が多いように承つたのでありますが、現在の國民の状況におきまして、あまりにも大きな

負担を國民にかけますことは、われわれとしては非常に遺憾と考へます。できれば裁判所の管轄の費用あたりは、全部國庫においてこれをまかなうべきであると思つておられますが、いろいろ關係上、全部の管轄の費用を國費においてまかなえなかつた点は、ことに遺憾に考へております。もつともごくわずかではございますが、國費をもつて新設された裁判所もございまして、この点は十分御了承を得たいと思ひます。

○北川委員長代理退席、委員長着席

○梨木委員 今の御質問に関連してお伺ひしたいのでありますが、裁判所や檢察廳を新設する場合に、地元民の寄付に仰いでいるということ、これは實際は地元の金持や顔役が主としてこの寄付に應じている。そうしてその寄付のあつせんをしてるのは裁判所の所長だとか、あるいはその他の責任者がやつている。こういうような形で、裁判所なり檢察廳が建設されて行くというようなことを許しておくことは、これは裁判や檢察の權威と公正を絶対に保つことはできません。われわれはこれを在野法曹としても苦々しく思つております。これは機会があれば、私たちのこの意見を政府に向つて上申したいと思つておつたのでありますが、今伺いますと、六箇所の簡易裁判所が予算が一銭もなく、地元の寄付によつてやつておるといふことは、簡易裁判所をこしらへても、決してその一般の人民の利益のためにはたして運営されるかどうかということ、非常に疑わざるを得なくなるのであります。こういうことは、最高裁判

所としては絶対にやるべきことじやないと思つております。特に最近経済統制違反、つまりヤミ屋さんが金まわりがいい。だから金まわりのいいヤミ屋さんへ寄付を頼みに行く。こういうことになつておるのを人民はみな見おるのであります。そうしてヤミ屋さんがひつかかるような場合、それは公平な裁判をなしたとしても、公平な檢察的な処置をいたしたとしても、人民は決してそれを公平だとは考へません。だからこういうことは今後絶対にやめてもらいたいと思つております。これは私の希望であります。次に少年院法の一部改正の法律に關しての第二十一條であります。今年度の法務廳の予算は昨年度より二十六億五千万円ふえておるのであります。それにもかかわらず、少年保護所のような保護的な施設のために經費がさかれることが少く、少年保護所を拘留監の一部に設置するといふようなことをやることは、これは非常に遺憾だと思つておる。このために東京においても、また二、三日前の新聞を見ますと、福島の方においても、少年保護所に收容されておつた少年が、集團的な逃走や放火をやつておるということがしばしば起つておるのであります。当局はこの原因をもつと究明して、その根本的な対策を立てなければならぬと思ひます。従いまして私はここで法務廳に伺いたすのは、二十六億五千万円、この昨年度よりも増額した予算を、どういふ少年保護の保護的な施設の方へ——これは今年の予算からは、款項の流用が大蔵大臣の承認を得ればできると聞いておるのでありますが、こちらの方にさく意思はないかどうか、これを伺

たいのであります。○齋藤(三)政府委員 お答え申し上げます。本年度の予算で、少年院、少年觀護所についてある程度の予算はちようだいすることになつております。さらにはにたたいまお話のように、よその方からまわしていただくことも、今一生懸命努力いたしております。ただ實際問題といたしまして、本年の一月急速に新しい少年法が実施されました。その結果昨年度に比較したしまして、十八才未満の少年の起訴される率が、この二月末までの統計によりますと、昨年度の十分の一であります。しかも觀護所に至りましては、さらに今度の法律で、從來拘留所に入つておつた者が、たゞ家庭裁判所から檢察廳に送送になりまして起訴されることになつても、家庭裁判所に係属中は觀護所に入れるといふことになつたわけでありまして、具体的に申し上げますと、先般事故を起してまことに申しわけないと存じておりますが、東京の少年觀護所に突例をとつて申し上げますと、昨年度は一年間平均月に大体百七十人の子供が、東京多摩少年院出張所という形で收容されておつたのであります。本年一月新少年法が施行になりまして、施設がございませぬので、多摩の少年院の出張所を東京少年觀護所にいたしました。三月十二日でありましたか、それまでの実績をとりますと、昨年度は平均百七十人が、本年度は二百五十人ずつ入つておつた次第であります。しかも昨年度家庭裁判所と保護觀察の役所として少年審判所が存続することになりまして、二つの役所になつたのであります。その機構の更改に際しましては、法務廳といたしましては、この

少年觀護所をゼロにいたしました。家庭裁判所から觀護所に入る者を收容し始めたのであります。昨年度よりも、たゞいま申し上げましたように非常にふえて参りましたので、非常に遺憾な事態が生じた次第であります。従いまして私どもとしては、できるだけこの面に予算をとることにはいたしておりますが、何といたしましても新設するのには相當の日数を要するのであります。まして、さらに日本全國の施設といふことになりますと、どうしても急速に整備ができませんので、かような便法を用いた次第であります。

○梨木委員 私の伺ひたいのは、この二十六億五千万円の今年度増額になつたものを、こういう少年保護所の増設の方へ予算を振り向ける意思がないかどうかといふことを、私は聞いたのであります。この点お答えができませんか。できたら願ひします。

○齋藤(三)政府委員 一ぺんきまつた額よりも、ある程度ほかの方からまわすように大体話が進んでおりますが、私から責任をもつてお答え申し上げますことはできません。

○梨木委員 それはまわすことができません。昭和二十六年三月三十一日まで、拘留監にこういう特別の改正を必要とするのであります。

○齋藤(三)政府委員 東京に五百人の少年を收容するために、火をつけられても焼けないようなコンクリートあるいは煉瓦のものをつくりまして、約七、八千万円要するのであります。二十六億の半分以上の金が入りますればできるかもしれませんが、ちよつと今のところではできないような状況になつております。

○武藤(憲)委員 たいま議題に出ておられます下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案の中で、岐阜縣の裁判所を岐阜裁判所並びに簡易裁判所に變更増設の件であります。お尋ねしたいのは、岐阜縣では昔から関町と美濃町という二つが政治的にも経済的にもほとんど互格でありまして、本員はこの原案に賛成する者ではありませんが、美濃町とはほとんど互格でありまして、関町に置くことに対しては、美濃町側の意向がはたしてこちらへどんなふうにかつておられますか。美濃町側においては反対があらはれないかどうか。この辺をひとつお伺いしたいと思ひます。

○岡咲政府委員 お答え申し上げます。関町に簡易裁判所を設置いたしました関係につきましては、武藤委員も十分御了承のことと考へます。このためは参議院及び衆議院において採択されたまじした請願が本設置案を取上げます。きつかけになつたと申し上げてもよろしいかと考へます。そういふ関係で法務廳といたしましては、現地の裁判所長及び検事正に十分照会をいたします。あるいはその設置によりまして他の町村あるいは裁判所に及ぼす影響あたりを考へておいて決定いたしました次第でございます。ただいまお尋ねになります美濃町は、関町裁判所設立につきましてはもとより反対しておりませんし、現地の裁判所長及び検事正その他の関係方面の意向を確めて見まして、関町の設置につきましては大部分賛成でございます。ただその管轄区域の点につきましては、多少意見もございました。したが、裁

判所の設置自体につきましては何らの反対もございませんので、政府といたしましては兩院で採択された請願でもありますので、設置を決定いたしました次第でございます。

○武藤(憲)委員 御説明を了承いたしました。賛成いたします。ことに関町は近く附近の町村を合併いたしました。人口が増大いたしました。ひいては近く市制をしくことになつておる予定と聞いておりますので、原案に賛成いたしたいと思ひます。私の申し上げたのは、美濃町の側の反対があらはれないかという点を特に考へておりました。だめにお尋ねした次第であります。

○花村委員 ほかには御質問はあります。せんか。

○梨木委員 ちよつと簡易裁判所設置に關する最高裁判所の見解を伺いたしたいのでありますが、それはなるほど簡易裁判所がどん／＼できることは、人民のために非常に利便をはかる点においてはいいのであります。ところがこの簡易裁判所で扱う事件が、法律専門家を必要とするようなごく簡単なものを扱うのだとすれば、非常にけつこうなのであります。やはりどうしても法律専門家の弁護士などを必要とする事項までも相当廣汎に扱うということになりまして、実際はどういう結果になるかと申しますと、その簡易裁判所の所在する所に一人か二人の弁護士だけが住んでおる。しかも他の近接した所からそこへ弁護士が出張する場合に非常に時間と費用を要するようなことがある。そうしますと、裁判やその他相手方になつた者が、實際法律専門家を頼まなければ自分の権利を擁護できない場合がある。ところが遠隔の地か

ら弁護士を依頼するということは、費用的にもとうてい負担しきれないといふ場合がありまして、せつかく人民の利益のために、権利擁護のためにつくつた簡易裁判所が、そういうことのためにかえつて人権の保護に事欠くやうなことを、われ／＼／＼／＼経験しておるのであります。こういう点について、簡易裁判所を設置されることと關連して最高裁判所の考へ方を伺いたしたのであります。

○内藤説明員 梨木委員の御質問にお答えいたします。まことにごもつともなことでございまして、簡易裁判所は各地に設けられまして、國民に十分の利用と申します。か、権利保護に役立ちますにはまことに御承知の上のことであると存じます。おい／＼簡易裁判所における手続なども研究されまして、簡易手続といふようなものが法制化されて行くことが望ましいことではないか、その方面につきまして、今後最高裁判所としても十分研究を進めたいという考へでございます。

○押谷委員 この簡易裁判所設置の關係であります。大体この簡易裁判所はいずれも衆議院議員の請願に基いて、これを基礎にしておつくりになつたやうであります。その請願のうち京都府竹野郡網野町における關係の請願がすでに採択されております。これが漏れておるのは何か理由があるのございませうか、この点お尋ねいたします。

○岡咲政府委員 網野町に簡易裁判所を設置していただきたいという請願が採択になりましたのは、たしか第三國會であつたかと考へます。が、法務

廳といたしましては、ただちに現地に照会をいたしました。設置することの可否をただしたのでございます。ところが網野町は、御承知のようにすぐ附近に峰山簡易裁判所もありません。関係もございまして、現地の京都府裁判所長並びに検事正が、必ずしも網野町に今ただちに簡易裁判所を設けることにつきましては、積極的な御意見もないうございまして、事件数の關係を見ましても、今ただちに網野町に簡易裁判所を設置いたしませんと、地元におかれて非常に不便だといふ事情も十分承りました。ところが、そのほかいろいろ關係方面の調査をいたしました。今ただちに網野町に裁判所を設ける必要に對して、十分の理由も発見することができません。この際は一應留保にいたしました。次第でございます。従いまして將來相

當研究いたしまして、設置する必要があるという確信を得ますならば、最高裁判所とも協議申し上げまして、そういう方向に進むことも決して機會のないことではないかと思ひます。お尋ねでございます。お尋ねでございます。

○花村委員 ほかには御質問はあります。せんか。—なければ次に司法試験法案、刑法の一部を改正する法律案、刑事訴訟法の一部を改正する法律案、裁判所法の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。御質問があらましたならば、お願いいたします。

○松本委員 裁判所法等の二部を改正する法律案につきまして伺いたい。今度裁判所書記を裁判所書記官に改める。現在の書記に任命されたい者は裁

判所書記官補であるということになつておられます。書記官の採用制度というのはどういふことになつておられますか。それを伺いたい。

○岡咲政府委員 裁判所の事務官から裁判所書記官を補するといふ關係になつておられます。裁判所の事務官は、最高裁判所において御採用になつておるわけでありまして、最高裁判所から任用については御説明を煩わしいと思ひます。

○内藤説明員 裁判所書記官の任命方法は、最高裁判所が任命するわけでございます。なお最高裁判所法の定めるところによりまして、各高等裁判所、地方裁判所においても任命することになるわけでありまして。

○松本委員 私のお伺いしたいたいは、現在の裁判所書記といふものは、この規定を見ると、裁判所書記官には適當でないような感じを興えるので、それで伺つたのですが、結局これは今の裁判所書記が書記官になるといふ予想をされておるのであります。

○内藤説明員 今度の改正案に載つております裁判所書記官といふものは、その任命の資格などにつきまして、従来の裁判所書記に補されました裁判所事務官よりは、ある程度高めて参ります。従つて従来の裁判所書記の中から、裁判所書記官として任命される者はありませんけれども、その程度に達しない者は、裁判所書記官補といふことになつておられます。

○牧野委員 この司法科試験の問題についてちよつとお伺いしたいのです。従來の高等試験の場合によりまして、行政科、司法科、外交科とわか

れておりまして、行政科に合格した者は、司法科の試験がたしかある範囲内において免除されることになつておると思ふのですが、從來において行政科に合格した者が、司法科試験の場合にどういふ取扱になるのであるか、つまり行政科の試験に刑法、憲法のようなものに合格した者でも、さらに新たに全部についての試験を受けなければならぬのか、この点についてお伺いしたいと思ひます。

○岡咲政府委員 高等試験、行政科試験はすでに廃止せられまして、昨年ももちろん行われなかつた次第でございますが、せつかく行政科試験に合格しておりますので、あるいはこのたびの司法科試験におきましては、その試験に合格した科目については、受験を免除することも一應案としては考えたい次第でございますけれども、すでに行政科試験は廃止されて、昨年度は施行されておられませんし、最近憲法の施行に伴ひまして、法制がほとんど全面的な改正を見られるような関係もあ

ります。このたびの司法科試験といふものは、法律の専門家として最も高い程度の学識及びその應用能力の有無をテストすべき試験と考へましたので、多少お氣の毒な点もあるかとは考へます。従前のような高等試験、行政科試験に合格した人につきましては、その合格した科目については免除するといふ方針はとりませんで、ひとつあらためて御研究願ひ、御準備願ひ、司法科試験の全科目を試験していただくといふふうにした次第であります。

○鍛冶委員 そうしますと、司法科試験で筆記が通つて口述で落ちた者はどう

うか。これもいかにですか。
○岡咲政府委員 ちよつと今手元に法案がございせんので、ちよつとお待ち願ひたいと思ひますが……
○松本委員 第一次試験といふのは予備試験のように考へましたけれども、改正案の説明によりまして、高等試験予備試験のごとく、その受験資格を制限しないことにするとともに、試験科目の範囲を廣めるようにしたという説明になつておるのでありますが、第六條には、第二次試験の科目がきまつてゐる。選択科目もきまつてゐる。第一次試験の方は、大学卒業程度において一般教養科目について筆記の方法によつて行ふといふことになつてゐるのであります。この方によつて、むしろ非常に廣い範囲の科目についてかつて試験ができるというふうに解釈されたいと思ひますが、一体第一次試験の試験科目はだれがきめるのでありますか、どこからこれが出発して来るのであるか、それをお聞きしたい。

○岡咲政府委員 先ほどの鍛冶委員のお尋ねにまずお答え申し上げたいと思ひますが、昨年度行われました高等試験司法科試験の筆記試験に合格した者に対しては、その願ひによりまして、この試験により行われまする司法科試験の筆記試験は免除するといふことになつておられます。

次に松本委員のお尋ねに対してお答え申し上げます。第一次試験をいかによるな試験にいたすかといふことにつきましては、法務廳のみならず、文部省あるいは大学基準協会、弁護士会の代表者の方にお集まりを願ひましていろいろ研究いたしました結果、ただいま

提案いたしておりますような試験制度に一應いたした次第でございます。大学基準協会におかれましても、いろいろ大学における教養科目をいかによるに定め、いかによるに実施せしむるかといふことについて相当長い御研究を重ねたようございまして、お手元に参考資料としてお配りいたしております大学基準協会採択の大学基準といふものをござらんになりますと、大体教養科目につきましては、人文科学関係、社会科学関係、自然科学関係と、ずいぶん廣い範囲に教養の科目がわたつてゐるわけですね。従いまして、この中からいかなる科目を選んで試験するのが適當であるかといふことが問題になるわけでございますが、この試験につきま

しては、この法律によつて設置を予定されております司法試験管理委員会においてさらに御研究を願ひまして、管理委員会に御決定をゆだねることが適當ではないか、こゝういふふうに考へた次第です。私どもの一應了解しておりますところでは、第一次試験は、従前の試験においてしばしば行われましたように、ただその科目を頭からまる覚えに覚えて、とにかく試験場に行けば、その覚えた科目をそのまま紙の上に表現するといつたような試験でなくして、その人自身にその教養の科目が身につけておるかどうかといふことをテストするような試験にしたいといふふうな意向が、一般に人事院あたりでは考へられておるようございまして、

し、大学基準協会においても同様な考へのように承つておりますので、この第一次試験につきましては総合的な、その人の身に体得されておるといふことの教養全般を合理的に試験できるよ

うな、そのような試験が採用されるだるう、こゝういふふうに予想いたしております。一見きわめて廣い範囲において試験をいたすように見えますが、一体わずかの期間にこの全科目をいかによる字識として理解できるかどうかといふことは、ずいぶん困難のことのように思ひますが、教養としてのテストといふようなことは、前の人事院におきまする公務員の採用におきましても採用されておるようございまして、

で、あるいは合理的に、しかも簡潔な方法によつてその試験ができるのではなからうか、そゝういふ点につきま

しては、管理委員会の研究、御決定に大きな期待を置いておる次第でございます。

○松本委員 今の御説明ですと、いわゆる學術的といふよりも、常識的な教養といふふうにも解釈されるのであります。しかし廣く教養だといつて試験されることも受験者にとつてはすいぶん苦痛だらうと思ひます。あらかじめこれは公示するといふような方法にしなければ、受験者は非常に迷うのではないかと思ひます。ある一つのものについて論文をつくらせるといふのでなく、廣くいろいろなものを併用することになつたなら、いろ／＼それが受験者をおびえさせることになると思ひます。それも一つであるし、管理委員がきめるといふことは、法律になくつたつてきめ得るのでありますか、どうか、この点どう考へておられますか。

○岡咲政府委員 もつともなお尋ねと拜承いたしました次第であります。第一次試験は、第二次試験を受けるのに適當な教養があるかどうかといふことを判定いたすことを目的としたもので、筆記の方法によつて行われま

するけれども、それは必ずしも昨年度で行われました高等試験の予備試験のようには、論文といふふうな形にはならないのではないらうかと、実は予想いたしております。それからその試験の方法でございまして、それはこの法律案の第十七條にございするよう

に、司法試験の施行に関する細則は、司法試験管理委員会規則によつてこれを定めるということになつてお

りますので、法律の委任に基きまして、管理委員会が第一次試験の施行に関する細則を定めることができる次第でございます。

○松本委員 だだいまの質問はこれよりもしゆうございまして、

○押谷委員 今の問題に関連してあります。司法試験の管理の機構であります。これを管理するのは法務廳でありまして、法務廳のものと、司法試験管理委員会などがあるといふふうになつておられますが、その理由はどこにあるのでありますか。

というようなことが、より合理的であるというふうに考えまして、一應試験の管理は、内閣の一員であるところの法務総裁がいたすということにいたしました次第でございます。この点につきましては、この試験に合格した者の大多数は、司法研修所に司法研修生として採用されるわけであるから、むしろ司法研修所を管理しておるところの最高裁判所において管理するのがより適当じやないかという御意見でありまして、もつとも御意見と承る次第であります。最高裁判所において試験を管理いたしますと、これは國家に對しては何らの責任を負わない、無答責な事項となる次第でございます。で、われわれといたしましては、やはり試験といたしましては内閣の所管事項として、國家に對して責任を負うということにいたしました方が適當ではないかと、よりいふに考へてこの法案をつつた次第でございます。しかし試験は性質上なるべく厳正公平に行われなければならぬ關係上、法務総裁がじかに試験をいたすことは好ましくございませぬし、この試験に合格した人の大部分は、將來裁判官あるいは檢察官、あるいは弁護士になられる次第でありまして、この試験を管理すべき別個の機關を置くのが適當ではないか、しかもその機關は裁判官、檢察官、弁護士の代表によつて組織される一つの委員會、そういうものによつて厳正公平に試験事務を管理して行く。ただその管理委員會の予算とか、あるいはそのほかの事務をどこで取扱うかというところが問題になるわけでございます。その司法試験は第一條にもござい

ました裁判官、弁護士、檢察官、その代表によつて組織されておるところの管理委員會が、試験の実施の全責任を担うというふうにいたすのが、合理的ではないかと考えまして、十二條に規定いたしましたように、試験に関する事項を管理させるために、法務総裁の所轄のもとに司法試験管理委員會を置くというふうな案を定めた次第でございます。

○押谷委員 たいだいまの御説明で承りますように、司法試験に合格した人は、おおむね二年間司法研修所に入所せしめられる、そういう性質の試験でありますから、その試験は一面資格試験であります。他面において入所試験のように見られるのであつて、入所試験という性格が相當強く感ぜられるのです。入所試験であるならば、その研修所をあくまでその方面において入所試験をせられて、その方ではこれを管理せられる方が便利である。しかもその試験の面に當られる委員會の委員の組織も、大體裁判所側の人たちが、多いということになれば、その面から最高裁判所の方におまかせになる方が便利がよいのじやないかと考えられますが、それが資格試験であるか入所試験であるかというふうな性格から見て、最高裁判所におまかせになるというふうな考へはないか、その点をお尋ねする次第であります。

○岡田政府委員 司法試験に合格した大部分の人々は司法研修所に入りまして、將來裁判官、檢察官、あるいは弁護士となられるのであろうというところは十分に予想されるのであります。この司法試験は第一條にもござい

ますように、裁判官、弁護士あるいは檢察官となるのに必要な學識及びその應用能力を持つておるかどうかということを試験いたすのが眼目でございます。この試験に合格いたしましたも、必ずしもただちに最高裁判所におられるかどうかというところは、また別の問題になるのではなからうかと考えられます。たとえて申しますと、非常に健康が弱いとか、そのほか諸般の事情によりまして、確かに學問なりあるいは應用の能力があるけれども、どうも將來弁護士あるいは檢察官あるいは裁判官にするのに不適當であるならば、最高裁判所においては採用せられないであらうと考へられます。そういう關係で、必ずしもこの試験はただちに司法研修所の採用試験というふうには言いかねる面があるかと思ひます。それと、これは数に對してはごく少くと思ひますが、現在も高等試験の司法科試験に合格いたしまして研修所に入りまして、あるいは副檢察事になり、あるいは法務廳の事務官になつた例もございします。近く國會において御審議になることと考へておりますが、改正弁護士法案によりまして、司法科試験に合格してございまして、ある一定の職に従事いたしますならば、一定の年限を経ますと弁護士たる資格を與えられるというふうな改正規定もございします。必ずしもこの試験はただちに司法研修所と完全に結びつくということも言いかねるかと思へます。で、やはり一つの學術及びその應用能力の試験、言いかえれば法律専門家たる資格試験をいたしまして、むしろ行政部が管理いたすのが適當であらうかと考へまして、この案を提出いたし

たような次第でございます。これは資格試験であることとは、大體その條文から承知をいたしておりますが、今の御説明によると、司法試験に合格した者で研修所に入りたいという場合において、これを研修所に入れることを許すかどうかというところは、さらに最高裁判所において適當にきめ得る、選擇をし得る余地があるのか、そういうふうにも受取れるのであります。私どもの聞いておる範圍では、司法試験に合格した人で、健康等に格別の支障があればこれは別でありまして、今の法律の知識であるとか、應用の能力であるとかいうような關係で一應これに合格しておる人は、原則として全部無條件でとらうのが本則のように、研修所の方では承つておるのであります。今の御説明では、試験に合格しながらさらにそこに入るののできないような、または何かの問題があるようにも考へられるのであります。一体その關係はどういうことになつておりますか。

○岡田政府委員 司法試験に合格をいたしました人々の大多数がおそらく採用されるであらうということは言われましても、少くともこの試験におきましては、その受験者の健康の試験というものは全然いたしませんので、少くとも健康の点から最高裁判所の採用試験に不合格になるといふ人は、もちろんあり得るだらうといふことは予想されるのであります。

○押谷委員 この点について、まあ理論的にどういふようなことは一應考へられますが、實際の問題として扱います場合には、研修所の方では、司法試験に合格した人は健康さえよければすべての人を收容して、そうして裁判官、檢察官、あるいは弁護士に育てる。そういう希望を持ち、そういう理想を持つていらつしやる。これは間違ひのないことだらうと思ひます。おそらく法務廳の方においてもそういう考へ方であると思ひますが、これを一つの研修所の入所試験のごとく取扱いたいという希望を私は承つておるのではありませんが、その点について

合格すること最高裁判所の司法修習生の採用ということは一應別のことということになつておる次第であります。それからこれは將來に對する臆測でございます。多少恐縮に存する次第でございます。一應この法律學の修習を終えた者が、自分が法律専門家としての學力を有しておるかどうかということをおテストするためにこの試験を受けて、そうして試験に合格したけれども、必ずしも研修所に入りませんで、あるいは実業界とか、そのほかの各方面に活躍をするということも、私はあり得るのではないかと考へます。そうしてそういう人たちが、会社なり銀行なりに就職の際に、法律の最高試験に合格しておるといふことが、その人の職域におきましても一つの意味を持つということもあり得るのではないかと思ひますので、必ずしもこの試験は、そのまま司法修習生の採用試験ということに結びつけないまでもよいのではないかと考へる次第であります。

○押谷委員 この点について、まあ理論的にどういふようなことは一應考へられますが、實際の問題として扱います場合には、研修所の方では、司法試験に合格した人は健康さえよければすべての人を收容して、そうして裁判官、檢察官、あるいは弁護士に育てる。そういう希望を持ち、そういう理想を持つていらつしやる。これは間違ひのないことだらうと思ひます。おそらく法務廳の方においてもそういう考へ方であると思ひますが、これを一つの研修所の入所試験のごとく取扱いたいという希望を私は承つておるのではありませんが、その点について

たような次第でございます。これは資格試験であることとは、大體その條文から承知をいたしておりますが、今の御説明によると、司法試験に合格した者で研修所に入りたいという場合において、これを研修所に入れることを許すかどうかというところは、さらに最高裁判所において適當にきめ得る、選擇をし得る余地があるのか、そういうふうにも受取れるのであります。私どもの聞いておる範圍では、司法試験に合格した人で、健康等に格別の支障があればこれは別でありまして、今の法律の知識であるとか、應用の能力であるとかいうような關係で一應これに合格しておる人は、原則として全部無條件でとらうのが本則のように、研修所の方では承つておるのであります。今の御説明では、試験に合格しながらさらにそこに入るののできないような、または何かの問題があるようにも考へられるのであります。一体その關係はどういうことになつておりますか。

○岡田政府委員 司法試験に合格をいたしました人々の大多数がおそらく採用されるであらうということは言われましても、少くともこの試験におきましては、その受験者の健康の試験というものは全然いたしませんので、少くとも健康の点から最高裁判所の採用試験に不合格になるといふ人は、もちろんあり得るだらうといふことは予想されるのであります。

○押谷委員 この点について、まあ理論的にどういふようなことは一應考へられますが、實際の問題として扱います場合には、研修所の方では、司法試験に合格した人は健康さえよければすべての人を收容して、そうして裁判官、檢察官、あるいは弁護士に育てる。そういう希望を持ち、そういう理想を持つていらつしやる。これは間違ひのないことだらうと思ひます。おそらく法務廳の方においてもそういう考へ方であると思ひますが、これを一つの研修所の入所試験のごとく取扱いたいという希望を私は承つておるのではありませんが、その点について

合格すること最高裁判所の司法修習生の採用ということは一應別のことということになつておる次第であります。それからこれは將來に對する臆測でございます。多少恐縮に存する次第でございます。一應この法律學の修習を終えた者が、自分が法律専門家としての學力を有しておるかどうかということをおテストするためにこの試験を受けて、そうして試験に合格したけれども、必ずしも研修所に入りませんで、あるいは実業界とか、そのほかの各方面に活躍をするということも、私はあり得るのではないかと考へます。そうしてそういう人たちが、会社なり銀行なりに就職の際に、法律の最高試験に合格しておるといふことが、その人の職域におきましても一つの意味を持つということもあり得るのではないかと思ひますので、必ずしもこの試験は、そのまま司法修習生の採用試験ということに結びつけないまでもよいのではないかと考へる次第であります。

○押谷委員 この点について、まあ理論的にどういふようなことは一應考へられますが、實際の問題として扱います場合には、研修所の方では、司法試験に合格した人は健康さえよければすべての人を收容して、そうして裁判官、檢察官、あるいは弁護士に育てる。そういう希望を持ち、そういう理想を持つていらつしやる。これは間違ひのないことだらうと思ひます。おそらく法務廳の方においてもそういう考へ方であると思ひますが、これを一つの研修所の入所試験のごとく取扱いたいという希望を私は承つておるのではありませんが、その点について

裁判所側の御意見をひとつ承りたいと思ひます。

○内閣説明員、司法試験の管理の問題につきましては、実は最高裁判所は法務廳とはまつたく考え方を異にしておるのでございまして、先ほど岡咲政府委員からも説明いたしましたように、最高裁判所の方では、やはり司法研修所を所管するところの最高裁判所がこの試験も主官するのが当然であると考えておるのであります。御承知のように國家公務員法によつて從來の官吏制度がまつたく轉換されたわけでありまして、從來の高等試験の制度もまつたく廃止されたわけでありまして、法務廳の提出されました今度の案によりまして、何か從來の高等試験の性格を引継いでおるようなにおいが残つておるのであります。私どもの考え、最高裁判所の考えといつては、司法試験の性格がまつたく從來の高等試験とは異なるものだというふうに考へております。この法案の第一條を見ましても、一種の國家試験であることはわかりますが、司法試験の性格がはなはだ明確を欠いておるようになつておると思ひます。御承知のように、今後裁判官、檢察官、弁護士となるためには、司法修習生として司法研修所において研修を受けなければならぬことになつております。そのために、司法修習生に採用する際に試験を課する必要があるわけでありまして、そのために設けられた試験がこの司法試験でございまして、要するにこれは司法修習生になるための試験と観念されるべきものであると考へておるのであります。

先ほど岡咲政府委員が御説明申し上げましたように、他の付随的な効果を生ずる場合はあります。この試験を通ることによつてある資格が與えられる面はございまして、しかしそれはどこまでも付随的な効果でありまして、この試験の本来的性質としては、司法修習生になるための試験であり、司法修習生は司法研修所において研修を受けることとなるわけでありまして、従つて司法研修所を所管する最高裁判所が試験をも所管することによつて、その間の運用が最も合理的に働くようになつておるわけでありまして、

○押谷委員、裁判所側の大体の御意見を承つたのであります。法務廳の考へ方と最高裁判所の方の考へ方とが、さうに大きな食い違いがありまして、この管轄については共に希望しておられるが、見解は全然正反對の答へが出ておるのであります。修習生を研修所に入れ、その研修所は最高裁判所がこれを所管していらつしやることは間違いないのであります。また司法試験に合格した人は、希望すれば司法修習生として研修所に入り得る資格があり、國家もまたできる限りこれを收容しなければならぬ。そうすると、その收容の能力であるとかいろいろ、關係から、人員等も、研修所の方面、言いかえればそれを管理する最高裁判所の方面においても十々の希望を持ち、將來これに対する管理もせられるわけでありまして、それを試験する方は法務廳であり、合格者に向つての修習關係は最高裁判所であるとするならば、この二つの連絡は一体どういふような方法でおとりになるのか。この關係をひとつ聞いておきたいと思ひます。

○岡咲政府委員、試験の管理につきましては先ほども申し上げましたように、司法試験管理委員会というものが設けられることになつております。しかもこの管理委員会は最高裁判所の事務局長、それから弁護士を代表する者、法務廳の官房長、この三人によつて構成されるという關係になつておりますので、たとへて申しますと、來年度は司法修習生として裁判所側では百人の人が必要である、法務廳といつては検事として八十人が必要であるといふことになりまして、おそろく管理委員会にその希望を申し述べられるだろうと考へます。そうして管理委員会におきましてその数を調整いたしますと同時に、各年度にわたつて試験の採用の基準があまりに動くといふことは、試験の公正あるいは永久性から考へまして問題でございまして、一方においては勘考しつ、なお試験の一定のスタンダードといふものを確立する見地から、管理委員会はやはり適当に試験を管理して、適当に試験の合格者を定めるといふことになつておるのであります。

○押谷委員、今の御説明によると、管理委員会において合格者の数をきめる等の場合においては、研修所の意見等をよく参酌して確定するといふようなお話であります。こうなるとその試験の性質は、まさに入所選抜試験のやうになつて参りまして、まつたく資格試験であるといふ性格を失うのであります。資格試験ならば、研修所の收容力、あるいは國家の希望する数とは關係なしに、一定の法学の力があり應用の能力があるかどうかだけをきめるのですから、あるいは少い場合もあり、あるいは非常に多い場合もあるわけでありまして、一定の資格さえあつたならばみんな合格するといふことになりまして、ところが今の御説明のように、やはり裁判所側の意見を相当この委員会において勘案してその人員等もきめる、こういうことにならば、りくつは資格試験ではございまして、その実体はやはり入所選抜試験であるといふ性質が濃厚になります。この關係にある司法試験に對して、國家の最高の機關である法務廳と最高裁判所との間において、管轄争いをするといふこともおもしろくないと思ひますが、きれいさつぱりこれを最高裁判所の方におまかせになつたらどうなんでしょうか。私はさういふやうにして、面目維持も面子も考へずにはさつぱりやつてもらつた方がいとお考へるのであります。その点だけ最後に聞いておきます。

○岡咲政府委員、ただいまの私のお答へが十分でございませぬために、多少誤解をお招きしたかと考へるのであります。試験はあくまでも一定の基準に基いて公正に行われるだろうといふことを、十分予想しております。ただその試験に合格した人の大部分はおそらく研修所にお入りになる。さうして研修所にお入りになる關係を考へますと、法務廳である程度の検事が必要である、あるいは最高裁判所におかれましてある程度の判事を要求される。さういふことを多少勘案いたしまして、あるいは合格者の数が決定されることもあり得るであろうといふ限度で参りましたので、試験はなるべく厳正な基準を堅持しつ行われるであろうといふことを私は考へておりますが、これは私の一つの見通しでありますので、管理委員会がどういふ方針でございめになりますか、それは委員会が御決定にしたいと思います。但しそのときの人事の必要だけで、ある年にはごくわずかとなる、ある年には水増しをして、必ずしも質はよくないけれども多勢の者を合格せしめるといふことはなさないであらう。これは私はかく信じておる次第であります。

○押谷委員、裁判所側の大体の御意見を承つたのであります。法務廳の考へ方と最高裁判所の方の考へ方とが、さうに大きな食い違いがありまして、この管轄については共に希望しておられるが、見解は全然正反對の答へが出ておるのであります。修習生を研修所に入れ、その研修所は最高裁判所がこれを所管していらつしやることは間違いないのであります。また司法試験に合格した人は、希望すれば司法修習生として研修所に入り得る資格があり、國家もまたできる限りこれを收容しなければならぬ。そうすると、その收容の能力であるとかいろいろ、關係から、人員等も、研修所の方面、言いかえればそれを管理する最高裁判所の方面においても十々の希望を持ち、將來これに対する管理もせられるわけでありまして、それを試験する方は法務廳であり、合格者に向つての修習關係は最高裁判所であるとするならば、この二つの連絡は一体どういふような方法でおとりになるのか。この關係をひとつ聞いておきたいと思ひます。

○岡咲政府委員、試験の管理につきましては先ほども申し上げましたように、司法試験管理委員会というものが設けられることになつております。しかもこの管理委員会は最高裁判所の事務局長、それから弁護士を代表する者、法務廳の官房長、この三人によつて構成されるという關係になつておりますので、たとへて申しますと、來年度は司法修習生として裁判所側では百人の人が必要である、法務廳といつては検事として八十人が必要であるといふことになりまして、おそろく管理委員会にその希望を申し述べられるだろうと考へます。そうして管理委員会におきましてその数を調整いたしますと同時に、各年度にわたつて試験の採用の基準があまりに動くといふことは、試験の公正あるいは永久性から考へまして問題でございまして、一方においては勘考しつ、なお試験の一定のスタンダードといふものを確立する見地から、管理委員会はやはり適当に試験を管理して、適当に試験の合格者を定めるといふことになつておるのであります。

○押谷委員、今の御説明によると、管理委員会において合格者の数をきめる等の場合においては、研修所の意見等をよく参酌して確定するといふようなお話であります。こうなるとその試験の性質は、まさに入所選抜試験のやうになつて参りまして、まつたく資格試験であるといふ性格を失うのであります。資格試験ならば、研修所の收容力、あるいは國家の希望する数とは關係なしに、一定の法学の力があり應用の能力があるかどうかだけをきめるのですから、あるいは少い場合もあり、あるいは非常に多い場合もあるわけでありまして、一定の資格さえあつたならばみんな合格するといふことになりまして、ところが今の御説明のように、やはり裁判所側の意見を相当この委員会において勘案してその人員等もきめる、こういうことにならば、りくつは資格試験ではございまして、その実体はやはり入所選抜試験であるといふ性質が濃厚になります。この關係にある司法試験に對して、國家の最高の機關である法務廳と最高裁判所との間において、管轄争いをするといふこともおもしろくないと思ひますが、きれいさつぱりこれを最高裁判所の方におまかせになつたらどうなんでしょうか。私はさういふやうにして、面目維持も面子も考へずにはさつぱりやつてもらつた方がいとお考へるのであります。その点だけ最後に聞いておきます。

○岡咲政府委員、ただいまの私のお答へが十分でございませぬために、多少誤解をお招きしたかと考へるのであります。試験はあくまでも一定の基準に基いて公正に行われるだろうといふことを、十分予想しております。ただその試験に合格した人の大部分はおそらく研修所にお入りになる。さうして研修所にお入りになる關係を考へますと、法務廳である程度の検事が必要である、あるいは最高裁判所におかれましてある程度の判事を要求される。さういふことを多少勘案いたしまして、あるいは合格者の数が決定されることもあり得るであろうといふ限度で参りましたので、試験はなるべく厳正な基準を堅持しつ行われるであろうといふことを私は考へておりますが、これは私の一つの見通しでありますので、管理委員会がどういふ方針でございめになりますか、それは委員会が御決定にしたいと思います。但しそのときの人事の必要だけで、ある年にはごくわずかとなる、ある年には水増しをして、必ずしも質はよくないけれども多勢の者を合格せしめるといふことはなさないであらう。これは私はかく信じておる次第であります。

○上村委員、この司法試験の科目の問題ですが、私どもが司法試験に對して希望するものは、法律の技術家を養成するのではなくして、國家の司法権、裁判、檢察、弁護士といふやうな、法律運用の重要な面を担当する日本の司法

○内閣説明員、司法試験の管理の問題につきましては、実は最高裁判所は法務廳とはまつたく考え方を異にしておるのでございまして、先ほど岡咲政府委員からも説明いたしましたように、最高裁判所の方では、やはり司法研修所を所管するところの最高裁判所がこの試験も主官するのが当然であると考えておるのであります。御承知のように國家公務員法によつて從來の官吏制度がまつたく轉換されたわけでありまして、從來の高等試験の制度もまつたく廃止されたわけでありまして、法務廳の提出されました今度の案によりまして、何か從來の高等試験の性格を引継いでおるようなにおいが残つておるのであります。私どもの考え、最高裁判所の考えといつては、司法試験の性格がまつたく從來の高等試験とは異なるものだというふうに考へております。この法案の第一條を見ましても、一種の國家試験であることはわかりますが、司法試験の性格がはなはだ明確を欠いておるようになつておると思ひます。御承知のように、今後裁判官、檢察官、弁護士となるためには、司法修習生として司法研修所において研修を受けなければならぬことになつております。そのために、司法修習生に採用する際に試験を課する必要があるわけでありまして、そのために設けられた試験がこの司法試験でございまして、要するにこれは司法修習生になるための試験と観念されるべきものであると考へておるのであります。

先ほど岡咲政府委員が御説明申し上げましたように、他の付随的な効果を生ずる場合はあります。この試験を通ることによつてある資格が與えられる面はございまして、しかしそれはどこまでも付随的な効果でありまして、この試験の本来的性質としては、司法修習生になるための試験であり、司法修習生は司法研修所において研修を受けることとなるわけでありまして、従つて司法研修所を所管する最高裁判所が試験をも所管することによつて、その間の運用が最も合理的に働くようになつておるわけでありまして、

○押谷委員、裁判所側の大体の御意見を承つたのであります。法務廳の考へ方と最高裁判所の方の考へ方とが、さうに大きな食い違いがありまして、この管轄については共に希望しておられるが、見解は全然正反對の答へが出ておるのであります。修習生を研修所に入れ、その研修所は最高裁判所がこれを所管していらつしやることは間違いないのであります。また司法試験に合格した人は、希望すれば司法修習生として研修所に入り得る資格があり、國家もまたできる限りこれを收容しなければならぬ。そうすると、その收容の能力であるとかいろいろ、關係から、人員等も、研修所の方面、言いかえればそれを管理する最高裁判所の方面においても十々の希望を持ち、將來これに対する管理もせられるわけでありまして、それを試験する方は法務廳であり、合格者に向つての修習關係は最高裁判所であるとするならば、この二つの連絡は一体どういふような方法でおとりになるのか。この關係をひとつ聞いておきたいと思ひます。

○岡咲政府委員、試験の管理につきましては先ほども申し上げましたように、司法試験管理委員会というものが設けられることになつております。しかもこの管理委員会は最高裁判所の事務局長、それから弁護士を代表する者、法務廳の官房長、この三人によつて構成されるという關係になつておりますので、たとへて申しますと、來年度は司法修習生として裁判所側では百人の人が必要である、法務廳といつては検事として八十人が必要であるといふことになりまして、おそろく管理委員会にその希望を申し述べられるだろうと考へます。そうして管理委員会におきましてその数を調整いたしますと同時に、各年度にわたつて試験の採用の基準があまりに動くといふことは、試験の公正あるいは永久性から考へまして問題でございまして、一方においては勘考しつ、なお試験の一定のスタンダードといふものを確立する見地から、管理委員会はやはり適当に試験を管理して、適当に試験の合格者を定めるといふことになつておるのであります。

○押谷委員、今の御説明によると、管理委員会において合格者の数をきめる等の場合においては、研修所の意見等をよく参酌して確定するといふようなお話であります。こうなるとその試験の性質は、まさに入所選抜試験のやうになつて参りまして、まつたく資格試験であるといふ性格を失うのであります。資格試験ならば、研修所の收容力、あるいは國家の希望する数とは關係なしに、一定の法学の力があり應用の能力があるかどうかだけをきめるのですから、あるいは少い場合もあり、あるいは非常に多い場合もあるわけでありまして、一定の資格さえあつたならばみんな合格するといふことになりまして、ところが今の御説明のように、やはり裁判所側の意見を相当この委員会において勘案してその人員等もきめる、こういうことにならば、りくつは資格試験ではございまして、その実体はやはり入所選抜試験であるといふ性質が濃厚になります。この關係にある司法試験に對して、國家の最高の機關である法務廳と最高裁判所との間において、管轄争いをするといふこともおもしろくないと思ひますが、きれいさつぱりこれを最高裁判所の方におまかせになつたらどうなんでしょうか。私はさういふやうにして、面目維持も面子も考へずにはさつぱりやつてもらつた方がいとお考へるのであります。その点だけ最後に聞いておきます。

試験なのであります。しかるにこの第一條を見ますと、「司法試験は、法律専門家として必要な学識及びその應用能力を有するかどうかを判定することを目的とする國家試験とする」となつておるのですが、この法律専門家というのはいかゞの意味のものでありますか、どうもこれは法律技術家のように考えられる。従つてその結果として、ここに現れたところの科目を見ますと、第六條に、憲法、民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法というのが必須科目になつておる。それから大項において、第一次選択科目として商法、行政法、七項において、第二次選択科目として商法、行政法、破産法、労働法、國際私法、刑事政策、こゝういふふうにあります。これはまづたゞ法律技術家を養成し、試験するにはこれらでむろんいと思ふし、それから裁判官、検事、弁護士を養成するにもこれは必要でございますが、裁判官や検事、弁護士に必要なものは、法律の技術ではなくて、その裁判の社会化、あるいは民主化、公正化という点にあるのでありますから、どうしても必須科目の中に、そういう裁判をするに於いて必要な法律以外の學問、すなわち現在で言ふならば、経済学、あるいは社会学、あるいは國家学、あるいは心理学、倫理というふうなものも最も重要な部分を占めるようにして、そうして人材の登用をしなければならぬ。今までの日本の司法官が非難を受けたのは、法律は知つておられるけれども非常識で、化石化した裁判をして、社会とかけ離れた解釈をしたり、法律一点張りの解釈をしたりして、裁判の威信というものが國民から離れて行つたといふ

ことを、われわれは過去の浅い経験において知つておるのであります。ことに日本の憲法が三權分立になりまして、日本の司法官は政治を監督する——法律を擁護し憲法を擁護するという重大な使命を持つところの裁判官、検察官、弁護士というものになつて來ておる以上は、なおさらその試験科目として、法律の木の葉をかむような、甘みも何もないような試験科目で人材を試験するといふことは、非常に間違つておるのではないかと私は思ふ。どうしても裁判官、検察官、弁護士として、そのとき々の社会に、死した法律を、結れた法律を生きて、非常に情味あらしむべき解釈をするに、豊富な社会的、思想的あるいは人情的なものを持つていなければならぬと思ふのであります。そういう意味におきまして、どうしてそういう科目をこの必須科目の中に入れてなかつたかといふことを私はここで質問すると同時に、希望をしておきますが、少くとも経済学、社会学というものは、いづゆる國家の高等官になり、國家の重要な一面を担当するこの人材登用の試験には入れなければならぬと思ふのであります。この点において、原案は旧態依然たるものがある。そしてこれによつて試験される人は、どんなにその試験官が何しようとも、その人の頭はまことに空虚な、片ちんばな學問で試験されて、裁判官、検事、弁護士になつて行く。その結果といふものは推して知るべき法律運用が現われて來る、こゝういふことにならうと思ふのであります。その中に入れなかつた理由がほか

人間は完全なものではないと思ふ。特に日本の複雑な、ことに世界情勢がこゝういふふうになつて來ておる。こゝういふときの日本の法律——たゞさんのいふるような法律が出ておりますが、その法律を解釈するといふこともなかく困難だから、法律学の要求も当然でありますが、それだけではどうして日本の將來の國家、國民を指導することはできないと思ふ。その意味におきまして、司法科であるから法律だけでいいといふことは間違つた考えで、どうしてこの際、試験科目の中に必須科目として、少くとも経済学、社会学、こゝういふものを入れ、選択科目の中にも、きわめて必要な社會の要求しておる學問、こゝういふものを入れるべきであらうと思ふのですが、それ以外に理由があつてやつたのであるか、その点をお伺いしたいと思います。

○岡岡政府委員 上村委員のお尋ねは、きわめてごもつともと拜承いたしましたのでございます。上村委員のようなお考えになりまして、おそろく元の高等試験、司法科試験の学科目を選ばれてはどうかと考へるのであります。必ずしも元の高等試験の実績を見ますといふと、御期待に沿うような結果も生れてはなかつたのではないかと思ひます。御存じのように元の高等試験におきましては、非常に必須科目が少くございまして、経済学はもとよりのこと、社会政策とかあるいは宗教、倫理学、哲学、心理学、あるいはたしか漢文もあつたと思ひますが、非常に廣い範圍において選択科目は選ばれるといふような仕組みになつておつたのですが、それを實際に行つて参りますと、必ずしも上村委員の御期待になつたやうな結果は生れて参らなかつたのではないかと考へておられます。この度の試験法を考へるにつぎましては、從來のこゝういふ点の経験も十分しんじやくいたしまして、まず第一次試験といたしまして、今上村委員から御指摘になりました純粹の法律学の試験をいたしますのに適當な一般的な学力、あるいは教養を備えておるかどうかといふ点を、第一次試験でテストをいたすわけでございます。この第一次試験は、大學基準協会の基準によりますと人文科学關係、社会科学關係のみならず、さらに自然科学關係につきましても、非常に廣い範圍における学科目を選ばれておるわけでありまして、これを必ずしも學問的な見地でテストはいたさないと思ひますけれども、いやしくも社會人として、あるいは政治家として、あるいは法律家として社會に活動するのに少くとも必要とされる基本的な學問といふものを、身につけるといふことを前提要件と考へておる次第でございます。従つてこの第一次試験に合格した者の中からさらに試験いたすとすると、やはりこれは経済学あるいは社会政策、あるいは國家学といふものを選ばせま

すよりも、すでにここに選んでおる科目だけでも受験生にとつては非常に負担が重くはないかと考へておる次第でございます。また、むしろ純粹的に法律的な研究といふ方に限定した方がよろしいのではないかと考へる次第です。その第二点といたしましては、なるほど從來の法律学は、主として解釈的な學問に片寄り過ぎていたのではないかと考へますが、これからの法律は、たとへば憲法にいたしまして、刑法にいたしまして、あるいは民法にいたしまして、ただ單に法律の條文をただ説明する、あるいは解釈するといふのでは足りませんで、その根柢にまでさかのぼりますと、必ずその社會的の關係、あるいは政治的の關係、あるいは歴史、こゝういふものなども深くきわめませんと、民法の一つの條文、たとへばわれわれは生れながらにして權利能力を有するのだといふ一つの條文すら、眞實の意味を理解することは困難ではないかと思ふのであります。いわんや憲法の各條章を徹底的に理解いたしますためには、ただ單に從來のように法律の解釈だけをやつておつたのでは足りませんで、人間の歴史の根柢にまでさかのぼつて深く研究を積みませんと、ほんとうの正しい憲法の解釈はできないのではないかと思ひます。こゝういふふうには、法律学そのもののつかみ方をかえて見ますれば、私はこの法律だけでも人間としての識見とか歴史とか、政治とか、社会とか、経済とかに対する理解といふものを、十分テストし得るのではないかと考へております。それが第一。

もう一点は、なるほどこの試験では、ただ單に法律学の學問的な試験しかできないと、かりに仮定いたしましたとしても、弁護士あるいは裁判官、検察官になりま

すためには、司法研究所へ入りまして、研修を受けるということが必須の要件になつておる次第でございます。私は研修所の教育といふものに非常に大きな期待を、ことに將來にはつないでおる次第でございます。この研修所において徹底的に、今上村委員の御指摘になりました方面についても、研修生の目を開いて行く、あるいは研究の基礎をつくらせてやる、こゝういふことをいたしますなら

たればよろしい。私は法律だけでは

た

た

た

た

ば、上村委員の御心配になるような点は、將來は絶対に起り得ないだろう、こういうふうな考えております。

○上村委員 趣旨はよくわかりました。趣旨はわかりましたが、民法、刑法、刑事訴訟法、民事訴訟法、憲法というものを教えただけでは、これはどんなにあなたが説明しましても、経済学はやはりわからぬのです。今日われわれにほんとうに必要なのは、社会生活をしておる以上社会学だと思ふ。この原則もこの科目ではよくわからないのです。ですからそれは出てから勉強すればいいじゃないかと言へば、それはそれでいいですが、やはりわれわれも経験しておりますが、試験を通じてしまえばあとは勉強しない。ですからやはり試験をするときに勉強するように要求しておけば、学生なり研修生なりがうんと勉強する。それが基礎になつてだんだん勉強するのですが、この試験科目では、御説明の趣旨はわかりませんが、経済学の理論は出て来ない。社会学の理論もいかにせんもののであるというふうに考えますから、今の御答弁はせつかくであります。それだけでは納得できませんので、やはり試験をする以上は、経済学、社会学といふようなものは、司法官になるには必ずいふといふに、本試験の中に入れた方がいいのではないかと申すのです。

それから口述試験の点ですが、この法案によりまして、これも二重になつていくわけですね。筆記試験について合格した者に、憲法、民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法等、二重のことをやつておるわけですね。これはあまり意味をなさぬのでありまして、この口述

試験について何か人間的な、社会的な、そういう科目でもあればいいのですが、必須科目とまったく重複しているのです。筆記試験をやつたことをまた口述試験でやる。この点で何か調節できると思ふ。私も試験では苦勞して、よく知つておりますが、ただ高等試験で知識だけを試験して、人格の試験というものは實際できないのです。この人間がどんな特性を持つておるか、どういふ度胸を持つておるかといふことは、この筆記試験と口述試験と二度通つても、やはり法律の試験しかできない。この知識だけが人材でもないし、人物でもないのではありません。

○岡咲政府委員 試験科目の経済学を選ばないと、経済学の根本的な理論といふものを学生はなかなか理解しないだろう、のみならず、よき法律家になるためには、経済学の基本理念というもののについても、法律と同様によく通じるべきであるといふような御意見は、一應ごもつとも考えるのであります。重ねて申し上げて恐縮でございます。経済学あるいは政治学、心理学、教育学、歴史学といつたようなものは、一般教養科目の中に掲げられておられます。その点につきましては、第一次試験において一應テストされるという建前をとおしております。この上さらに法律の専門家となるための特別な経済的理論を試験に課さなければならぬといふようには、むしろ考えませんが、あるいはこの点は、結局において上村委員と見解を異にしたと言わなければならぬかも知し

れませんが、試験科目の中には採用いたさなかつた次第でございます。それから、なるほど経済学そのものの基本的理論といふものは、直接の試験はないかと考へるのであります。直接の試験も、あるいは憲法、民法、刑法、商法といふような学科は、必ず経済学あるいは社会といふものに対する、相当高度の理解がなければ、この試験に通ることはできないだろう、私はこういうふうな考へますので、一應試験の科目はここに書いてあります。純粋な法律学に限定的にしてもさしつかえないのではないかと考へた次第でございます。

その次にこの口述試験は、大体筆記試験と重複したような関係でございます。筆記試験によるテストだけでは、やはり不十分な点がございまして、口述試験を加えた次第でございます。また受験生の方からいたしますと、筆記試験に必ずしも十分の成績を収め得なくても、また口述の機会があらましても、さらに不十分な点を補つて、完全なものにいたしましたことができるわけでございます。重ねた方が、試験の適正、正確をはかる上において好ましいのではないかと考へた次第であります。

○鍛冶委員 試験の事務取扱について、法務廳と最高裁判所と意見が違いますが、私はそれについて、根本的にわれわれの考へなければならぬ問題があると思ふ。一体この司法試験といふものは、今上村委員が言われた通り、法律家としての高等常識を備えておるかどうかといふことの試験が根本だと思ふ。してみれば、裁判官だかつかさどつておる最高裁判所、その中の一つだけ、検察官だけをつかさどつておる法務廳、いづれにいたしても私は不適當ではないかと思ふ。弁護士といふものがある。ことにわれわれは法曹一元の理論から言いますと、すべて一應弁護士にして、それから適当な者を裁判官なり検察官なりに採用するののがよろしいと思ふ。またこの委員会において一昨年以來、その議論はもう私は結論に達しておつたと思ふ。さうに考へてみますと、現在これを法務廳でやらなければならぬ、最高裁判所ですらなければならぬといふことが、すでにわれわ

れを考へて違ふように思ふのであります。これについて法務廳の意見をあらためて承りたいと思ふ。○佐藤(護)政府委員 ただいま御質問の御趣旨はまことにごもつとも存ずるものであります。將來裁判官となる者、また將來検察官となる者、また將來弁護士となる者、それらの者が大部分でありまして、そのほかに先ほど申し上げましたように、副檢察となる資格も得られるのであります。さういふ法律専門家としての資格を得る試験でありますから、それを一裁判所、一法務廳で取扱うといふことは、いかにも大きすぎるような感じがいたすのであります。しからばどこでそれを管理するかのいうことになりまして、どうしてもこの資格試験に合格した者の大部分が將來の志望を持つておる裁判官、検察官それから弁護士、さういふ三者の代表者が試験を管理するといふのが一番適當であらう、さういふ考えから私もこの案において、試験管理委員会といふものを組織しまして、この管理委員会が試験の行政をつかさどる。ただその試験の行政について、最高の責任者として行政のおせわをするのはどこにしようかといふことについて、最高裁判所と法務廳との間に意見の食い違ひができたのであります。私どもとしては、さういふ行政についての責任を負うものは、どこまでも國務大臣が議會に対して責任を負ふといふ仕組みの方が一番適當ではないか。いかに試験であつても、その試験が公正に行われるといふことは予想されますけれども、その試験は純然たる行政であります。その行政について何ら責任を負わない裁判所が、さういふ

その次の人物試験についてのお尋ねでございますが、これはどうも試験の性質上、厳格な人物試験といふものは、ただ一回の面談といふことでは、なかなかできないもののように考へます。この試験はそこまでを要求いたしております。一應専門の知識と應用能力があるかどうかといふ点だけを判定いたす試験と、さういふふうにこの試験は御了解願いたいと思

る。その人物が將來司法官として適當でないかどうかといふような点につきましては、最高裁判所が研修所に研修生として採用せられるときの試験において、十分テストなさるであらうと思ひます。その採用試験と、二年間の研修期間といふものによりまして、理想的な司法官、あるいは弁護士たるべき素質をそこで練磨して、完全なものに教育していただくという方向が正しいのではないかと、この試験におきまして人物試験といふようなものを行ふことは、むしろ好ましくないのではないかと、かように考へる次第であります。

行政について最高の責任者となつて管理するということは適當でないのではないか。こういう考えを持つておるのではありません。行政のおせわをするのは政府で、その試験は試験管理委員会、裁判所、法務廳及び弁護士会の代表者からなる試験管理委員会、試験を行う、こういう仕組みを考えたのであります。

○鐵治委員 たいだいまの御説明でお考えはわかりましたし、一應うなずかれるのですが、それと同時に考えなければならぬのは、管理委員会は三者であります。司法修習をするところを最高裁判所に置かなければならぬという理由は成立しませうか。この点に對する法務廳の御見解をお伺いしたい。

○佐藤(勝)政府委員 司法試験に合格した者の中から、最高裁判所が適當な者を適當な人員だけ司法研修所に入所せしめまして、すなわち採用して、司法修習生として二年間の指導訓練を施しておるのであります。この司法修習生の中には、お説のように將來裁判官または検察官、または弁護士等となる志望の三者が、司法研修所の一堂に會して教育を受けるのであります。

この司法研修所を、しからばどこでさような行政を管理する方が適當かという問題は、先般憲法の改正に伴つてすべての制度が改革せられました。當時、司法行政會議会というものができました。その審議會において相當論ぜられたのであります。司法研修所は裁判所の管理にすべきか、あるいは司法省の管理にすべきかというところが非常によく争われたのであります。このときも相當論が對立しておりました。

結局多数決によつて最高裁判所の管轄ということに相なつたのであります。かような現状ではありますけれども、その研修所に入所しておる者は、裁判官になる者に限らない。將來檢察官になる者も含まれており、また弁護士にならうという人も含まれておるのであります。この三者を研修せしむるのに司法研修所という施設がある。その機関はどこで管理するかというところは、また別個に考えなければならぬ問題であると思つておられます。現在その三者を包括して研修所を管理する適當な機関が別にある。今、今のお説の通りは最高裁判所にゆだねておるのであります。その研修所の管理を裁判所にゆだねておるから、それに關連する試験もゆだねる。あるいは試験を受けるのに学校教育を受けなければならぬからといつて、学校教育までも負わせる。そのようにならぬ連続性で、すべての行政をだんだん裁判所の管掌に移すといふことは、私は將來の裁判所の行き方としてあまり好ましくないのじやないか。裁判所はどこまでも司法権をつかさどる所として、なるべく純粹に司法部面に立つべきものであつて、その司法権を適正に行うために、必要な最小限度の行政がゆだねらるべきものである。その行政については、もちろん國會に對して責任はないのであります。あまりに行政事務の範圍を廣げるべきものではない。かような考えを持つておられますので、將來もし司法研修所をつかさどるのに、裁判所以外に適當な組織が考えられるならば、さような組織にやはり研修所の管理もゆだねる方が適當ではないかといふような考えを持つておられます。

○鐵治委員 今日この議論と過去の議論というものを聞いておきますと、現在研修所が裁判所にある。そうすると研修所である、なことをやるから、その試験の管理は裁判所によろしい、やらせればよい、じやないかという議論であります。ところがそれに対して重大な疑問を持つておる。一体研修所は裁判所に置くのが本則なのか。いいの。これをあなたの方に聞きたい。これは何べんも私にくどくど申し上げたが、もつとつとみると、法務廳において眞に法曹一元を実現しようとする熱意があるかといふことになつて來るのであります。われわれはほんとうに法曹一元を実現しようとするならば、司法修習生は修習を終えたら、ただ單なる法律家とすべきものであつて、修習を終ると同時に、これは裁判官、これは檢察官とするといふ色をつけて行くべきものではない。法律家としてこれを見るべきものである。そうして見るならば、だれも法律家のプールである弁護士会に入れておいて、一定の年限修習させた結果、これは裁判官に適當、これは檢察官に適當、そうするのでなかつたら、十年とか五年とかいう制限は私は無意味なものだと思つておられます。その見解からいたしまして、研修所を裁判所に置くことは私は不條理だと思つておられます。これは去年からも御見解を承りたい。これは去年からもうすでにここで決定して、鈴木法務總裁はこれに向つてどこまでもやるという言葉を與えておられるのですが、今日実現しておられないので、そうしてこの枝葉の試験の問題で争つておることは、まことに私は不可解だと思つておられます。

から、まず私は法務廳のこれに對する御見解を承りたいと思つておられます。○佐藤(勝)政府委員 現在の裁判所法並びに今度の國會に提出せらるべき弁護士法の改正等は、いずれも法曹一元を目ざしておるものと私は考へておるのであります。法務廳といたしまして、もちろん法曹一元を目ざしておる。その現われとして、ここに司法修習生という制度を設けたのであります。將來裁判官、檢察官、弁護士になる者が一堂に會して研修し、二年間の研修を終えてからのちに、それらの希望の分野に進んで行く、こういう組織にいたしましたのであります。お説のように二年間の修習を終えた者が、ただちに檢察官、あるいは判事補とならないで、全部一定の期間弁護士となり、法律を研究し、また識見を高め、その上で檢察官なりあるいは裁判官になるような制度を考へたらどうかという仰せであります。私はさようなお説に對してはまづたく賛同を表したいのであります。法務廳全体の意見としてはまだまづおつておりませんけれども、前鈴木法務總裁の時代にも國會において申し述べましたように、さような裁判官となる資格について、また制度についてさらに検討して、新しい裁判官または檢察官の資格を定め、新しい制度を打立てるために、法務廳並びに最高裁判所、檢察廳、弁護士会の代表者等が寄り集まりまして、ここに新しい司法制度を樹立すべく研究しようといふことを、鈴木總裁がお約束されたのであります。その後最高裁判所が主宰になりました。法務總裁、檢察總長、それから弁護士会の代表者等が寄り集まりまして、たび

たび懇談をいたしておるのであります。それが、まだその新しい制度について具體案ができておらないので、ここに申し上げる程度には進んでおりませんけれども、みんなの考え方が新憲法に伴つてこの新しい裁判所法、檢察廳法が施行されておるけれども、さらにこの実績にかんがみて、裁判官、檢察官の資格を定めると同時に、新しい司法制度を考へようじやないかという氣持に一致いたしておるのであります。いづれ何らかの具體的な案が出ることを期待いたしておる次第でございます。○鐵治委員 法務廳の御見解としてはその程度でやむを得ないかもしれませんが、これはいい機会ですから、裁判所からいふと、先ほどの私の質問は、お伺いしたいが、先ほどの私の質問は、お伺いしたいと思つておられます。これに對する裁判所の御見解をお伺いしたいと思つておられます。もう一べん要約して申し上げます。法曹一元といふことに御賛成なのかどうか、その前提として、司法研修所が裁判所にあるのは適當とお考えになつておるか、それとも何かやろうとお考えになるか、その点伺いたいと思つておられます。○内藤説明員 鐵治委員の御質問に對してお答えを申し上げます。最高裁判所といたしましては、裁判官、檢察官、弁護士たる人を養成するための修習は、これはやはり最も基礎になるものは弁護士たる資格という点におかれておると存じます。従いましてその研修機関は弁護士会、いわば日本弁護士連合会といふところが最も好ましいことと存じます。しかしながら現在まだ弁護士

士法の改正がその途中にございまして、そういつたものを主管するまで連合体的なものでございまして、現在の法制のもとにおきましては、最高裁判所が所管いたしますことが最も適当だといふふうに考えております。法曹一元につきましては、私もまづたく先ほどの佐藤政府委員のお答えと御同様感じております。

○鍛冶委員 それはまことにわれわれも、多年の主張に御同感であることを喜ぶのであります。弁護士法も還からず通過するものと確信いたしております。そうすればこの通過の際に、ぜひともこれは三者の意見の一致なんですからやつてもらわなければならぬ。あるいは弁護士会の今の状態ではいかぬではないかという御議論もあると思ひますが、いかぬのならいくようにやつてもらえばよいので、弁護士会連合会もできまして、どうあつてもそれをやつてもらはなくては眞の法曹一元化はできない。さうに考えてみますと、現在の司法修習というものは、これは過渡期の一時的な方法だと思ひます。さうして見ると、どうもどこでやろうとそれほどどこで筋をつけて言うほどのものじやないと思ふ。願わくばそんなことよりか、一時でも早く眞に法曹一元の制度を確立するように、修習は弁護士会で行う、さうして修習したものは皆弁護士としておくと、弁護士として、高尚なる法律家としての眞の修養を積んで、その上で五年たつたら検事になり、十年たつたら裁判官になる。これへ進んでやつてもらいたいと思ひます。ところがどうも過去の事情を見ますと、それはおつしやるが、これははなはだ失礼な臆測かもしれせん

が、どうも裁判所は裁判官の養成所、法務廳は檢察官の養成所、さうしてできるものなら成績のいい者を裁判官、その次を檢察官にして、残りを弁護士にしよう。われわれにはさういふにいがしてなりません。これではどれだけたつても法曹一元の実は上らぬだけではない。法曹一元などということはどうでもいいが、わが日本の司法というもの全体の向上は望めませんと私は断言いたします。さうでないかどうか、これははなはだ失礼かもしれせんが、ついでだから承つておきたい。さうでないのなら、こんなことなんかいらぬ問題である。一日も早く根本へさかのぼつてやつてもらいたいというところをお聞きしたいのですが、いかがでしょうか、裁判所に一つ聞きたいのです。

○内閣説明員 ごもつとも御見解と存じます。今の法制のままでも裁判官、あるいは檢察官に弁護士の方がおなりになる道は十分開けておるわけでありませぬ。ただそれが実現しないのは、実はいろいろ事情があることと存じます。裁判官、檢察官の職務の性格もございませぬ。また経済的な問題もございませぬ。さういふた障害がいろいろ除かれて、ただいま鍛冶委員のおつしやつたような法曹一元という理想がいろいろ実現されて行くものと考へております。私もまたその方向に向つてできるだけ努力をいたしたいと考へております。

○鍛冶委員 おい／＼じやないのです。今のうちに試験をして、さうしてその中から裁判官をとる、檢察官をとる、残りを弁護士にする。これだからできないのです。全部弁護士にしてお

いて、その中からとつてごらん下さい。問題は無いのです。これは何十年來言うことだが、どうしてもおやりにならぬ。私はこの憲法の改正せられたるとき、今新しい弁護士法の通ろうとするとき、このときに改革しなかつたら改革するときはないと思ふから私は申し上げるのです。だからやるお氣持があるならばこの際やらなければならぬと思ふが、それでも相かわらず、このよふな今の制度で裁判官をとつて行く、檢察官をとつて行く、残りを弁護士にする。さういふ御見解はわれわれとは根本的に違つて、伺つておきたい。今の制度ではできないのはあたりまえです。だから根本においてさういふお氣持があるのかどうかをお聞きしたい。裁判所に伺う機会がなかつたら、ただいまお聞きするのです。

○内閣説明員 根本において鍛冶委員の仰せの通りと存じます。ただ何と申しますか、司法修習生なら司法修習を、二回試験が終りましたときに、現在の法制のもとにやはり必要な人数だけの裁判官、必要な人数の檢察官を採用するということはあるわけでありませぬ。その際に弁護士を志望している人をむりに裁判官に任命する、檢察官に任命するということはある得ないわけございませぬ。結局現在弁護士でおられる方が裁判官になり、あるいは檢察官になる志望の方が多くなれば、裁判官、檢察官はそれによつて補充されて行くし、また試験に合格したものが多く弁護士を志望するということによつて、ただいまお話のような裁判官をまずとる、あるいは檢察官をとるといふような状態がなくなつて来るものと存じます。これは今後の裁判官、檢察

官というもののあり方、あるいは弁護士の方があるものによつておのずから解決されて行くものだと思ひます。さういふに考へております。

○小玉委員 この司法試験法案によりますと、試験の管理は法務廳でやられる。しかし試験は試験管理委員によつてやられるとありますがどうですか。こまかいことのようにありますが、試験に合格した合格証書は法務廳が、試験にお出しになるお考えですか。あるいはその管理委員会の委員長と申しますか、その名前でお出しになる考えですか、ちよつと承りたいと思ひます。

○岡咲政府委員 小玉委員のお尋ねにお答えいたします。試験の管理は試験管理委員会がいたしますが、最高の責任者は法務總裁であります関係上、試験証書は法務總裁の名義によつて発行されるものと考えております。

○小玉委員 さういたしますと、私はこの試験の管理を法務廳がつかさどられるという点については、いろいろ考へてみなければならぬ点があるのではないかと思ひます。將來裁判官になられる第一の出発点の合格証書というものが、法務總裁の名をもつてやられるというものは、將來司法の独立という点から考へまして、すでに出発点のときから形式的にもさしきりがあるのではないか。將來裁判官になるその第一歩において、やはり檢察廳の親玉でありますところの法務總裁から、いわゆるお墨付をもらつておるといふことは、將來いろいろな点で司法の不羈獨立という点について、はなはだ感情的にも、また政治的にもさしきりがあるのではないか。何とかそこは不羈獨立の見地から、合格証書を出されるといふふうにお考へになつてはいかかでありませぬか。かように思つておりますが、その点についてお見解を承りたく。

○鍛冶委員 ちよつと関連してお考へておきたいと思ひますが、過去において試験は全部司法省でやられておりましたが、試験委員長ははかから出たと思ひます。これは上ほどお考へになつておやりにならないといかぬ。法務廳でやるから法務總裁でなければならぬといふものではなからうと思ひます。

○小玉委員 今鍛冶委員の仰せられたように、以前は内閣の法制局長官でございませぬが、試験委員長になられたら、それからわれわれはもつた。さうなりましたら根本に立入りまして、この試験の管理を元の内閣に申しますか、今では總理府となつておられますが、この總理府あたりの所管にするというところがあるいは一番所を得るのじやないかと考へております。總理府がいかなる機構であるかということを私はつまびらかにしておりませぬが、もしさうなことができますれば、試験の合格証書は總理府あたりから出すということにすることが最も無難ではなからうか。これを最高裁判所長官が出されることも、また檢察廳においていろいろお考へもあるでしようし、また法務總裁から出されることもさしきりがあるでしよう。また管理委員長は何も行政的の責任は持たないで、そこから出すことも感心すべきことではないと思ひます。總理府あたり試験を管理して、そこからしかるべき委員長が出て、合格証書を出さるというふうな案の御構想を練られてい

立の見地から、合格証書を出されるといふふうにお考へになつてはいかかでありませぬか。かように思つておりますが、その点についてお見解を承りたく。

○鍛冶委員 ちよつと関連してお考へておきたいと思ひますが、過去において試験は全部司法省でやられておりましたが、試験委員長ははかから出たと思ひます。これは上ほどお考へになつておやりにならないといかぬ。法務廳でやるから法務總裁でなければならぬといふものではなからうと思ひます。

○小玉委員 今鍛冶委員の仰せられたように、以前は内閣の法制局長官でございませぬが、試験委員長になられたら、それからわれわれはもつた。さうなりましたら根本に立入りまして、この試験の管理を元の内閣に申しますか、今では總理府となつておられますが、この總理府あたりの所管にするというところがあるいは一番所を得るのじやないかと考へております。總理府がいかなる機構であるかということを私はつまびらかにしておりませぬが、もしさうなことができますれば、試験の合格証書は總理府あたりから出すということにすることが最も無難ではなからうか。これを最高裁判所長官が出されることも、また檢察廳においていろいろお考へもあるでしようし、また法務總裁から出されることもさしきりがあるでしよう。また管理委員長は何も行政的の責任は持たないで、そこから出すことも感心すべきことではないと思ひます。總理府あたり試験を管理して、そこからしかるべき委員長が出て、合格証書を出さるというふうな案の御構想を練られてい

ただくことがいいと思うのでございませう。その点についても重ねてひとつ御説明を願いたいと思ひます。

○岡咲政府委員 たいま試験証書の名義につきましてお答え申し上げます。たのであります。法務総裁の名前による試験証書ではなくて、この條文をいさいに検討いたしますと、むしろ司法試験管理委員長の名義による証書が発行せられて行くのではないかと解釈する方が適當ではないかと考へるのであります。その点まことに恐縮でございませう。訂正いたしたいと思ひますが、それから小玉委員のお尋ねでございませう。やはり内閣における法務は、法務総裁が統轄いたしておりますので、今後試験管理委員会をかりに内閣の大臣のもとに置くといはしますと、やはり内閣総理大臣よりも法務を統轄いたします法務総裁の所管にいたした方が適當かと考へております。

○小玉委員 これは法務というよりも、むしろ純粹の行政事務だと思つております。以前も内閣で所管しておつた關係もありませんし、法務と申しましたも、多分に裁判事務に關係した部分で、試験の本質において、また將來の發展においてもさうに相なるわけでありませうから、法務というよりもむしろ内閣の行政事務というふうな、この本質を考へるのが適當ではないかと考へておられるわけでありませう。ただそれだけ申し上げたいと思ひます。

なお閣下として、今度の司法試験といふものは從來の國家高等試験とまつたく趣を異にして、從來は司法大臣のもとに裁判権も檢察権も屬しておつた。その当時の試験でありますと、司法省の所管でよろしかつた。また管理

をどこに置くかという問題も解決しておつたのであります。今度はずつた新たな構想になつてしまつたのであります。かような際に司法試験の所管をどこにするかという点については、先ほど岡咲政府委員のお話では、これは最高裁判所の方からいへば、意見があるから、法務委員会その他國會の方で適當にお考へを願ひたいというお話もありました。それにつきましても、外國の立法例、ことに英米の立法例はどういうふうな相なつておるか。もし御調査になつておりましたら承りたい。まだそれがありませんでしたら、將來その点を御調査の上お聞かせ願ひたいと思ひます。

○岡咲政府委員 小玉委員のお尋ねに對して重ねてお答え申し上げます。思ひます。従前高等試験を管理いたしておりましたのは、仰せのように内閣でございませうが、現実に委員長をいたしておりましたのは法制局長官でございませう。その法制局長官は現在、形をかえたと申しますか、むしろ法務総裁の所管に入りまして、法制局長官として法務総裁を補佐いたしておられるわけでございます。法務総裁は法務を統轄するといふ面と同時に法務に關する行政をつかさどつておられますので、仮に政府が試験管理委員会を所轄いたしますと、やはり内閣総理大臣よりも法務総裁の方がより適當であると思ひておられます。

それから試験の管理の關係が、外國ではどういふふうになつておるかといふお尋ねでございませうが、御存じのやうに、アメリカあるいはイギリスにおきましては、完全な司法一元と申しますか、弁護士から裁判官及び檢察官

が任命もしくは選舉されておるのが実情でございませう。弁護士會が、試験あるいは裁判官、弁護士の秩序維持に關して非常に強い権限を持つておられますことは、御承知の通りでございませう。アメリカにおきましては、裁判所の立場を尊重いたすと申しますか、弁護士は裁判所の一つのオフィサーと考へられておられますので、弁護士の現実に試験は、私の見ましたところでは、弁護士會が管理いたしておるのが非常に多いように考へます。弁護士會で管理いたすと申しても、弁護士會がじかに管理いたしておりませう。やはり一つのボードと申しますか、委員會を設けてありまして、そこで管理いたして

いるように承知いたしておられます。イギリスにおきましては、これは弁護士會の教育なり試験は、全部弁護士會が管理いたしておる次第でございませう。將來法曹一元を徹底いたします建前をもし貫いて参りますならば、先刻鐵治委員が仰せになりましたやうに、日本におきましては弁護士會の教育とその試験、あるいはその管理、秩序の保持といつたやうなもので、全部弁護士會が所轄いたすのが最も好ましいと思ひ考へます。そうしてむしろ弁護士會の中から選ばれ、衆目の一致する適任の人が檢察官になり、あるいは裁判官になるというふうな制度が實現されることとが好ましいやうに考へておられます。個人のことを申して恐縮でございませうが、なるべくさういふ方向に制度を進めて参るやうに、ただちに研究をいたしたいと思ひておられます。

○小玉委員 この研修所をどこで管理するかといふ問題についても、これは裁判所並びに法務廳におかれても、將

來は弁護士會が適當ではないかといふやうに仰せられたやうに私は承つた。今外國の立法例を承りますと、多く司法試験についても、すでに弁護士會が所管をなさつておられるといふことを伺ひましたが、われわれはまづ大陸法系を去つて、英米法系の基礎に立つた弁護士會、裁判全般をやらなければならぬ立場になつておるのでありますから、この際、弁護士法案もおそらく通過するといふ形勢に立至つておられるのであります。その見通しのもとにそれとらみ合せて司法試験の管理といふ問題、また研修所をどこに管理せしむるかといふ問題も考へまして、結局法曹一元といふ大理想から、これは弁護士會で司法試験の管理をし、なお研修生も弁護士會で管理するのだといふやうに、この際法案を練り直すといふことは、法務廳あるいは裁判所等においてお考へはないかどうか。さういふ点については重ねてお伺ひしたいと思ひます。

○岡咲政府委員 司法試験の実施は、実は目前に迫つておる次第でございませう。なるべく早い機会に、小玉委員の御提案のやうな方向に進みたいと思ひ考へます。とりあえず本年度の試験をとり行わなければなりませんし、受験生もしばしば最高裁判所なりあるいは法務廳に、試験の施行について問い合わせ参つておられるやうな次第でございませう。とりあえずの措置といたしまして、このたびの試験については何らかの措置を確定いたさなければならませぬので、政府といたしましては、なるべくこの原案で参りたいと思ひます。万やむを得なければ、最高裁判所の御希望のやうに、あるいは最

高裁判所においてこの試験管理委員會を所轄するといふやうなことにいたしましてよろしくございませうが、試験実施の問題が差迫つておられます關係上、小玉委員の御提案のやうに切りかえておられるといふことは、ちよつと困難かと思ひます。申し落しましたが、弁護士會が試験を管理する、あるいはその委員會において管理をいたすといふのがアメリカの事情でございませう。裁判所みずからが試験を管理するといふ例は、私の調べたところでは、きわめてまれではないかと考へておられます。

○小玉委員 それでは本法案は、弁護士會で試験の管理をし、また研修生も弁護士會でやるという理想遂上における暫定的なものだといふことに了承いたしてよろしくございませうか。

○岡咲政府委員 將來改正弁護士法が実施せられまして、弁護士會の連合會が強力な機關になりましたならば、政府といたしましては、弁護士會が試験を管理せられるといふ方向に進むことにつきましては、全然同感でありませう。

○花村委員長 委員長より閣下質問をいたしたいと思ひます。本制度の根本問題につきましては大いに研究すべきものがあるやうなもので、今日はとりあえず本法案を基礎として政府委員に質問をいたしたいと思ひます。先ほど岡咲政府委員の本法案を出すに至りました根本の理由について、法務廳で扱つた場合においては、その試験の結果に關して國家が責任を負うのである。しかしながら最高裁判所においては責任を負わぬ、こゝろ御答弁でありませうが、試験の結果について國家が責任を

負うというよりなことは、これは常識の上からいっても、また法律論の点から考へても考へられぬ。最高裁判所は何らの責任を負わぬというよりなことはなからうと思ふのですが、國家としての責任というのとは一体どういふ責任で

○岡咲政府委員 私に國家が責任を負うというふうなことは申し上げなかつたつもりでございますが、あるいは言ひ間違ひをしたかも知れません。内閣が行政権の行使として國會に対して責任を負うということを申し上げましたので、もしも言ひ方が悪くて、委員長の誤解を招いておりましたならば、もう一度訂正いたしましたして、そこは明らかになりましたと思ひます。行政権の行使といたしまして内閣が國會に対して責任を負うのだ、むしろさうい

した方が好ましいのではないか、やはり試験も一つの廣い意味におきましては行政権に屬すると考へられますので、これを無答責の事項にいたしますより、内閣の一員である法務總裁が責任を負う。結局においては、内閣全体が國會に対して連帶して責任を負うというに好ましいではないか、さういふことを申し上げたのであり

ます。最高裁判所の所管にいたしますと、最高裁判所は、裁判につきましても、國會に對して責任を負うという關係には置かれておりませんので、最高裁判所がもしこの試験を管理せられるならば、試験管理委員會のこの試験管理の實施そのほかにつきまして、結局最高裁判所は國會に對しては責任を負わぬという關係に置かれることは、最高裁判所のためにも必ずしも好ま

いことではない、最高裁判所は本來の裁判事務、それと深い關係のある司法行政事務に専念する方が、最高裁判所のため好ましいではないかという趣旨のことを申し上げたと思ひます。

○内藤説明員 たいま岡咲政府委員から、最高裁判所は國會に對して責任を負わぬという仰せでございましたが、これはおそれく政府のような形において責任を負わぬという趣旨だと存じます。憲法におきましては、彈劾裁判所を國會に設けるという規定があります。最高裁判所がまつたく無答責だという御表現でありましたけれども、それは政府のような形において責任を負わぬという意味と考へるのであります。憲法は決して裁判所の責任を一切問わないという趣旨には規定していません。なお裁判所はあくまでも純司法機關であるべきだとお考への上でござい

ます。新憲法の裁判所とは憲法の規定上その性格が異なつておるのであります。御承知のように訴訟手続については、もちろん司法事務処理についても、あるいは内閣手続についても、弁護士に關しても規則を制定する権限を與えております。下級裁判所の裁判官の任命につきましても、その罷免の権限を最高裁判所が與えられております。新しい憲法のもとにおける裁判所の性格は、さういふ旧憲法時代の裁判所とは著しく性格を異にしております。従つて彈劾の制度も憲法に規定した國民審査の制度で、さういふ方面から當然規定されて行くものと存じます。

○花村委員長 そうしますと、法務總裁が責任を負うのであるから、従つて政府が負うのである。本法案の試験に關する責任は、法務總裁が負うことになる。従つて法務總裁が負うから、時の政府がその責任をすべて負うのである。さういふことにお聞きしていいのですか。

○岡咲政府委員 そうです。

○花村委員長 そうすると重ねてお尋ねしますが、試験については、試験そのものの自体的事項と、さうしてその試験を行う事務的、すなわち試験を行うに必要なる予算を伴う事務的の事項、さういふ二つにわけられるので、その双方とも政府が責任を負う、さういふことになりませんか。

○岡咲政府委員 委員長の仰せのように、司法試験を行うに關しては、事務的の予算、あるいは人事と申しますか、さういふ問題につきましても、もとより純粹の行政事務として法務總裁が最高の責任を負うわけでございます。

次にこの試験自体の管理につきましても、一應この管理委員會が全責任を負うわけでございますが、これは運用の實際上、試験管理委員會が獨立して事務を行うのであります。もしその試験の管理自体につきましても、何か非違があるとか、あるいは落度がありまして、行政の執行として責任を負わなければならぬような事態が発生いたしますならば、それは法務總裁が責任を負わなければならぬだらう。

○岡咲政府委員 司法試験そのものは、この法案の十五條にございまして、試験管理委員會の推薦に基きまして、法務總裁が司法試験審査委員を任命いたしました。その司法試験審査委員が司法試験のことは行うわけでありまして、たいまお尋ねのような試験問題、あるいは法律で定めておられる外の試験問題を出したといつたような問題、あるいはその試験の採点につきましても、不正な取扱いがあつたといふことにつきましても、司法試験審査委員が責任を負うわけでございますが、この委員の任命は法務總裁がいたすのでございまして、實際は試験の公正のために、審査委員が獨立して自己の良心に従つて正しく試験を実施せられるわけでございますが、その結果において、もし不当なことがありましますならば、やはり建前といたしましては、最終の責任者として法務總裁がその責めに任じなければならぬであらうと考へております。

○花村委員長 そうすると法務總裁がその責めに任ずるのは、さういふ不当な審査委員を選んだという選任の責任になるわけですか。あるいは試験そのものについての責任もあわせて負うといふのですか。試験そのものについて

は審査委員が責任を負うといふこと、その審査委員の選考については法務總裁が責任を負う。さういふ二段の責任になるのであるか。あるいは試験そのものについて

○岡咲政府委員 最高裁判所が試験を所轄いたされることになりまして、内閣が國會に對して責任を負います。さういふ責任はもとより裁判所として負うことはできないと考へま

そのものについても、あるいは選考の当、不当についても一切の責任を法務總裁が負うといふのですか。

○岡咲政府委員 法制的建前といたしましては、試験審査委員といふものは、裁判官のごとく獨立してその事務を行うのだといふふうな建前になつておりませんが、實際は獨立して事務を行うと考へますので、第一次の責任は、不当な試験をいたしました審査委員が負うのでございまして、その不当な審査委員の試験執行自体については、やはり法務總裁は結局の責任者として、責任を負わなければならぬのではないかと考へます。

○花村委員長 そうすると、法務總裁に關する責任はよくわかりましたが、その法務總裁の責任は、内閣全員が負うといふことになるわけですか。政府全般が負うことになるわけですか。

○岡咲政府委員 この点は憲法にも規定がございまして、また内閣法にもたしかあると考へます。「内閣は、行政権の行使について、國會に對して連帶して責任を負う」といふ規定が適用になるのではないかと考へます。

○花村委員長 そうすると、さらにお尋ねしますが、最高裁判所がその試験を実施するといふ場合に、その責任は試験管理に關する行政的職務並びにそれに連帶する予算等に関する責任並びに先ほど申し上げたような試験そのものに關する責任、さういふ責任は何人も負うものがないわけですか。

す。ただ事実問題といたしましては、たとえ予算につきましても、政府が予算を提出したすわけでございます。けれども、裁判所は独自の予算要求を国会に対して御要求になることもできま

ますので、その関係におきまして、最高裁判所は国会に説明員としてお出ましになりまして御説明になる、あるいは最高裁判所の行政なり、あるいは試験の管理につきまして不適当なことがあり

ましたならば、事実上国会からその点について説明をお求めになることもござい

まして、最高裁判所が実際はこういう責任を負われるということもあることと考

えますが、法制の建前といたしまして、最高裁判所が国会に対して責任を負う、あるいは国民に対して法律上

当然の責任を負われるというようなことはあり得ないのではないかと考

えます。先ほど内藤説明員は、裁判所の行為は必ずしも無答責ではない、裁判官

弾劾法もあつて弾劾せられることもあ

るといふ御説明でございますが、裁判官弾劾法は、特に裁判官が職務上の

義務に著しく違反した、あるいははな

はだしくその職務を怠つた場合とか、あるいは職務の内外を問はず、裁判官

としての威信を著しく失ふべき非行があつたといふふう

に、ごく限定された場合に弾劾をお受けになるのでござ

いまして、廣く行政権の行使自体につ

いて責任を負われるといふふうなこと

は、裁判所に対してはあり得ない、こ

のように考えてお

○花村委員長 そうしますと、さら

にお尋ねしますが、最高裁判所の予算

に関する責任はどうなりましたか。

これもないのですか、あるいは責任が

あるのですか。

○岡咲政府委員 裁判所予算につきま

しては、これは政府が予算案を提出し

たします関係上、政府に責任があると

申さなければならぬかと考

えます。今つまびらかにいたしてお

きまして、予算上も意見の一致を見ない

ような場合には、この予算の案には裁

判所の案を附記いたしましたして、国会に提出されるようなことになつてお

つたかと思ひますが、それは裁判所の行政の独立を保障いたします意味にお

いて、裁判所に関することはなるべく裁判所の自立的な働きにまつ方が、司法

権の独立を保障するために好ましいとい

ふうな便宜の措置がとられてお

るかと考

えます。政府との間に意見の一致を見なかつた点につきまして、裁判

所が責任をお負ひになるかどうかとい

ふ問題ですが、これはむしろ裁判所の責任ではありませんが、結局国会にお

いて裁判所の主張が正しいか、それと

も政府提案の原案が正しいかというこ

とを御判断になりまして、これで御決

定になればよろしいのではないかと考

えます。予算の面について裁判所が責

任を国会に対して負われることはあり

得ないと考

えます。○花村委員長 御答弁がよくわかりま

せんが、少くとも最高裁判所の予算措

置に對しましては、政府に責任ありと

言われるのですか、ないと言われるの

ですか。國家予算を使うのですから、

最高裁判所は議會へ予算案を出して、

司法行政に關しますすべての費用を

要求して、その金を使つてお

るのですか、この予算的の措置に對しては責任

がないと言われるのですか、あるいは

あると言われるのか、ありとすれば何

人が責任を負うのですか。

○岡咲政府委員 裁判所の予算につ

きましては、先ほど申しましたように、

予算案は内閣がこれを國會に提出した

持つており、しかもその使つた決算に
ついては、これまた議案に出で議会の
協賛を齎るといふことになつてゐるこ
とは、法務廳といささかもかわりがな
い。もし最高裁判所にその使途に關す
る責任なしとするならば、法務廳にも
なしというりくつで行かなければなら
ぬ。法務廳にあるとするならば、最高
裁判所にもあらねばならぬと思つので
ありますが、この点はなお一つ御研究
を願ひたいと思ひます。

それではこの問題については、後に
御研究の上で答弁をしていただくこと
にして、次の質問を一点だけいたして
おきたいと思ひます。先ほど岡咲政府
委員は、司法試験と司法修習生とは別
個の觀念で扱つてもよろしい、こうい
う御説であつたのですが、もちろんこ
れは裁判所法も改正せられねばいけな
いでしょうが、しかし裁判所法の十四
條によりまゝと(司法研修所)裁判
官その他の裁判所の職員の研究及び修
養並びに司法修習生の修習に關する事
務を取り扱わせるため、最高裁判所に
司法研修所を置く。こういう規定があ
りまするし、さらにまた裁判所法の六
十六條には、(採用)司法修習生は、高
等試験司法科試験に合格した者の中か
ら、最高裁判所がこれを命ずる。こう
ある。その六十八條には(罷免)最高
裁判所は、司法修習生の行狀がその品
位を辱めるものと認めるときその他司
法修習生について最高裁判所の定める
事由があるとき認めるときは、その司法
修習生を罷免することができる。こう
あるので、結局この司法修習生という
のは、高等試験を受けたものでなけれ
ばいかぬという一連のつながりがあり、
しかも高等試験を受けて司法修習

生になつた者の任免権は最高裁判所が
持つてゐる、こういうことになつてお
るのですから、これは深い牽連がある
ばかりではない。これは不分離の關係
にあると申してもいいと思つるのです
が、これに対して岡咲政府委員からも
う一應御説明を願ひたい。

○岡咲政府委員 司法試験と司法修習
生の採用とは深い關係にあるというこ
と、言いかねれば、試験に合格した者
のうちから最高裁判所が司法修習生を
命ぜられるというところは、委員長の仰
せの通りでございます。一旦司法
修習生になれば、最高裁判所が管理し
ておる司法研修所において司法修習生
の教育と申しますか、修習に關する事
務を取扱わせる。そうして司法修習生
の行狀がはなはだしく品位をはずかし
めるとか、あるいはそのほかの事由が
あります場合には、最高裁判所が司法修
習生を罷免するというところは、委員長
の御指摘の通りでございますが、この
司法試験に合格した者が、ただちにそ
のまま最高裁判所の任命によつて司法
修習生になるわけではございません
で、これは先ほどもたび／＼申し上げ
ましたやうに、あるいは健康の点と
か、あるいはその人の人格の点とか、
そのほか諸般の事情を審査して、將來
裁判官、檢察官、弁護士となるのにふ
さわしいような資格のある者を選びま
して、司法修習生に命ぜられるという
ことになりまゝです。必ずしも試験に
合格することだけがたゞちに司法修習生
の採用といふことにはならないと思ひ
ます。従つて非常に深い牽連はござい
ますけれども、この司法試験はあくま
でも法律案としての学識と應用能力が
あるかどうかを檢定するといふことの

試験という性質は失わないのではない
かと考えます。この試験に合格いたし
ますと、その学識とか應用能力の点に
おいては、將來裁判官あるいは檢察官
あるいは弁護士といふものになる一應
の資格があると認められますけれども、
また他の点から、必ずしも試験合格
者をただちに修習生には採用なさら
ないであらうと考えますので、十分の
牽連はありますけれども、採用そのも
の同一視していいというやうな關係
にはないと思ひます。

○花村委員長 それは試験が受からな
かつたら入れないでしよう。受かつた
者の中から入れるのでしようから、受
かつたことが前提です。ことに今岡咲
政府委員の説明によれば、最高裁判所
で罷免権も持つておられ、また入所に対
する拒否権も持つておられるやうに對
されるのですが、そういうことになれ
ば、法務廳の方で試験に合格して採用
した者を、最高裁判所の方で入所を拒
み得るといふやうな關係にありますが
ゆゑに、これは常識上から言つてはあ
り得ないが、りくつの上から言へば入
れないでもない。こういうことにもな
りましようから、これは最も深い關係
がある。しかも法務廳において、たと
えば五百人の合格者を出したという場
合において、二百人しか收容ができて
ない場合には、もちろん拒むことも
できましようし、收容できなくなると
いふやうな観点から見て、これはやは
り別個の機關によつて扱われしむること
が便宜であるかどうかであるか。ある
いは同一人にやらせる方が便利であるか
どうであるか、そういう便宜上の見地
に立つて考へてみた場合に、どうお考
えになりますか。

○岡咲政府委員 その点につきまして
は先ほども御答弁申し上げたと存じま
すが、試験管理委員会が試験の事務を
管理いたしますので、しかもその試験
管理委員会は法務總裁官房長と、最高
裁判所事務總長、それから弁護士会の
推薦された弁護士、この三人によつて
委員会を構成いたしたのであります。
一方においては試験の基準を嚴守しつ
つも、司法研修所における收容能力、
あるいは裁判所、あるいは法務廳にお
ける要員を勘考いたしましたして、合格者
の範圍を決定いたされるであらうと考
へますので、實際の運用上において、
委員長の御指摘のようにはなはだ食
違つたことが生ずることはないのでは
なからうか、かように考へております。
○花村委員長 まあないと思ひます
が、しかしあり得ることも考えられる
ので、これはりくつでなくて、便宜上
どう扱ふのが便宜か、同じ人が試験の
方もやり、そうしてその試験に合格し
た者を收容するのと同じ人でやる方が
いいか、あるいは試験の方は別にし
て、そういういろいろの問題が起きん
とも限らない、起きる場合もあり得る
といふことを考へて、別個の人にやら
せる方が便宜であるか、そのどちらが
便宜かといふ便宜論を、あなたの常識
の上からお話し願へばいいと思ひま
す。

○岡咲政府委員 ただその管理委員会
を法務總裁の所轄のもとにおくか、あ
るいは最高裁判所に改めるかといふ問
題だけでありまして、便宜の問題は、
結局この管理委員会が試験を管理いた
すのですから、そう大して違ひはない
と思ひます。また便宜の問題から考へ
ましても、最高裁判所が直接に試験を

管理せられるよりも、かりに最高裁
判所が所轄をされることになりましたら
も、やはり管理委員会を設けて、その管理
委員会に試験を管理せしめた方が便宜
ではないか。最高裁判所におかれまし
ても、委員会を設ける点については異
論はないように承つておりました。た
だその委員会を法務總裁のもとにおく
か、それとも最高裁判所のもとにおく
かといふ問題だけが、意見の一致を見
ない点でございますので、その便宜問
題については委員長の御心配のやうな
点はないわけでございます。

○花村委員長 私の見ようでは、この
研修所の方面から見ると、研修所へ入
れて養成する、その人の試験を研修所
の方の事務を扱つておられる筋の人がや
られる方が便宜なのか、あるいはそれ
を切り離して両方でやるのが便宜なの
か、こういうことをお聞きしてゐる。
それだけお答えになればいいのです。
○佐藤(藤)政府委員 委員長のおつし
やるやうに、便宜論からだけ申しま
すれば、司法研修所は裁判所ですつてお
るから、裁判所ですつて試験をやつた
方が便利だ、こういう結論におそらく
なるのだらうと思ひますが、それで
どうも私は適正を期したいと思つて
であります。便宜は便宜であつても、
試験は適正に行わなければなりません
ので、そこで行政の管理と、試験を行
う機關を全然わけ考へまして、そう
して實際にたとへば答案を見て点数を
つけるのは、方々の学者なり、あるいは
経験者なりにおまかせしなければなら
ないのですが、その行政の管理は裁判
所と法務廳と弁護士会とその三者が集
まつた管理委員会の組織で行政管理を
する。その委員会をどこに所轄に置く

管理せられるよりも、かりに最高裁
判所が所轄をされることになりましたら
も、やはり管理委員会を設けて、その管理
委員会に試験を管理せしめた方が便宜
ではないか。最高裁判所におかれまし
ても、委員会を設ける点については異
論はないように承つておりました。た
だその委員会を法務總裁のもとにおく
か、それとも最高裁判所のもとにおく
かといふ問題だけが、意見の一致を見
ない点でございますので、その便宜問
題については委員長の御心配のやうな
点はないわけでございます。

○花村委員長 私の見ようでは、この
研修所の方面から見ると、研修所へ入
れて養成する、その人の試験を研修所
の方の事務を扱つておられる筋の人がや
られる方が便宜なのか、あるいはそれ
を切り離して両方でやるのが便宜なの
か、こういうことをお聞きしてゐる。
それだけお答えになればいいのです。
○佐藤(藤)政府委員 委員長のおつし
やるやうに、便宜論からだけ申しま
すれば、司法研修所は裁判所ですつてお
るから、裁判所ですつて試験をやつた
方が便利だ、こういう結論におそらく
なるのだらうと思ひますが、それで
どうも私は適正を期したいと思つて
であります。便宜は便宜であつても、
試験は適正に行わなければなりません
ので、そこで行政の管理と、試験を行
う機關を全然わけ考へまして、そう
して實際にたとへば答案を見て点数を
つけるのは、方々の学者なり、あるいは
経験者なりにおまかせしなければなら
ないのですが、その行政の管理は裁判
所と法務廳と弁護士会とその三者が集
まつた管理委員会の組織で行政管理を
する。その委員会をどこに所轄に置く

管理せられるよりも、かりに最高裁
判所が所轄をされることになりましたら
も、やはり管理委員会を設けて、その管理
委員会に試験を管理せしめた方が便宜
ではないか。最高裁判所におかれまし
ても、委員会を設ける点については異
論はないように承つておりました。た
だその委員会を法務總裁のもとにおく
か、それとも最高裁判所のもとにおく
かといふ問題だけが、意見の一致を見
ない点でございますので、その便宜問
題については委員長の御心配のやうな
点はないわけでございます。

管理せられるよりも、かりに最高裁
判所が所轄をされることになりましたら
も、やはり管理委員会を設けて、その管理
委員会に試験を管理せしめた方が便宜
ではないか。最高裁判所におかれまし
ても、委員会を設ける点については異
論はないように承つておりました。た
だその委員会を法務總裁のもとにおく
か、それとも最高裁判所のもとにおく
かといふ問題だけが、意見の一致を見
ない点でございますので、その便宜問
題については委員長の御心配のやうな
点はないわけでございます。

管理せられるよりも、かりに最高裁
判所が所轄をされることになりましたら
も、やはり管理委員会を設けて、その管理
委員会に試験を管理せしめた方が便宜
ではないか。最高裁判所におかれまし
ても、委員会を設ける点については異
論はないように承つておりました。た
だその委員会を法務總裁のもとにおく
か、それとも最高裁判所のもとにおく
かといふ問題だけが、意見の一致を見
ない点でございますので、その便宜問
題については委員長の御心配のやうな
点はないわけでございます。

かということだけがわかれ目なのでありまして、この制度のもとにおきましては、その所轄を裁判所にしようとするいは法務廳にしようとする、委員長の御心配になつておるような便宜論は結局同一なのでありまして、もしさらに便利なようにしようとするれば、委員長の制度を設けないで、むしろ裁判所の手だけで試験を行うことが、一番便利かもしれないが、それでは学力の試験をするのに、行政管理をする人がそのまま試験を行うということは、どうも適正じゃないのじゃないかという考え方から、試験の管理委員会、しかもそれが三者集まつた委員会で管理をする、こういう組織にいたしましたのであります。おそろこの管理委員会を設けて試験を管理するという構想については、裁判所の方も何ら異存はないのでありまして、ただ管理委員会をこの所轄に置くかということだけが違つたのであります。どこの所轄に置いて管理委員会の運営は同じことだ。三者からなつておられますし、司法研修所の現在の運営状態はどうであるか、あるいは本年の收容能力はどのくらいであるかということは、裁判所を代表して來られる事務局長の方から意見を反映せしめようし、また弁護士会の方から來られる委員の方では、弁護士は今多すぎるからなるべく少くしたいとか、あるいははもと多くしたいというような希望がそこに反映するだろうと思つてあります。御心配のような便宜論は、どつちの所轄にしても同じじゃないかと私は考えておられます。

○花村委員長 私の質問は終りました。ほかに御質問はありませんか。
○田嶋委員 私の質問は、きょうただちに御答弁を求めるといふのではないのであります。今の委員長の質問に關連いたしました。……当委員会といひましたも、この試験そのものは、委員長の申されておられますように、便宜的にこれを考えますと、裁判所に屬しました方がいよいよ考えられるのであります。そこで裁判所に御研究を願いたいと思つておられますが、内閣なり裁判所なりが一つの行爲をする場合に、憲法の規定に従つて行動しなければならぬことは明らかであります。しつて見れば憲法に内閣の職責、司法の職責として、はつきりきめられておる。裁判所はその試験を行うのに、憲法の何の規定にこれがあつてはまるものとして行わんとおるものであります。この点裁判所に御研究願つて、この次に御答弁願いたいと思つておられます。
○上村委員 ちよつとここで念のためにお聞きしておきますが、女も男もこの司法試験を受けることはできないわけですね。この法文を見ると、その点にはつきりしてない。むしろ憲法を見ると、女も受けられるんでしようが、第一條からずつと見ましても、その性別の点はないから当然のこととして書かなかつたのでしようが、そこに何かありませんか。
○岡咲政府委員 もちろん女の人も試験を受けられます。この試験法の建前は、受験資格につきましては何らの制限を設けてありません。
○上村委員 そこでちよつと質問と希望がありますが、司法民主化におきましてはやはり婦人の裁判官、検事――弁護士はもちろん必要だと思つておられますが、今のこつち一本建の試験法が、今、はたして女が裁判官、検察官

の方に食い込んで行くだけの実績があるかどうかといふことを非常に疑問に思つておられますが、男女の司法官試験といふようなものを――これはずつと女が發展して來れば別ですが、今のところの試験一本建で女を司法部に、少くとも裁判官、検察官に入れるということになると、一本の試験では困難ではないか。それは司法試験といふことは一つでいいですが、女子の司法試験とかあるいは研修所ですね、これが一本建になつておるから、わけて試験を行うといふようなお考えはないでしようか。御案内の通り、議會においても女の代議士が出席して、堂々と女の立場からいろいろなことを論じ、また男のやることでも、女子の代議士がやつておる。ひとり日本の裁判所はいわゆる女禁制のような形になつておる。女子はひとしく役人になれるといふことになつておつても、この試験ではなかなか司法官に入つて行かない。そういう点で國家の根本的な司法民主化、裁判の民主化、檢察の民主化といふことに対して、女子を入れる必要があると思つておられる。この試験制度の改正の際に十分考慮を賜るべきではないかと私は思つておる。その点一本建にしてしまつて、それは平等だから、そこで女も受けられたいではないかと言へばそれまでですが、そういう女子の点に対して特別の考慮を拂ふ必要があると思つて、このままで行くかどうか。
○岡咲政府委員 司法の方面につきましても、婦人の方が大いに進出していただきたい希望を持つておられますが、つきましては、上村委員と全然同感でございますか、そのために女子につきましては別の試験制度をつた方が好

ましいとは実は考えておりません。性別による差別を認めませんで、やはり一様の試験を與へますことが、かえつて婦人の地位を向上させるゆゑんではないかと考えておられます。
○上村委員 別の試験を行へと言ふのじやない。同じ司法試験でいいんですが、わけて募集するといふか、施行するといふような方法をしないといふか。試験の上において女は平等だといふことが、女が欲しいといつても、實際面において女が司法部に入つて來ないといふことです。それをどういふふうで考へておられるか。この際女の司法試験といふものをわけて行つたら、女を相当数とることが出来る。これでは女は入つて來いといふだけであつて、實際は女を閉鎖しておる。だからして日本の裁判所において、いつになつたら女の裁判官や檢察官が堂々と法廷に立つことがあるか。すでにソビエトなんか御案内の通り、三千人くらいの女の檢察官がおります。そうしてしかも檢察事務でもうまくやつておるといふようなことがある。婦人を司法部へ入れるといふことが、一抹の情味を裁判あるいは檢察の上において與へ得る。これだけでは入つて來ないのです。それをどうするかといふことであつて、試験を別にしろといふのではなくて、入りやすいような採用方法、試験を考えたかどうかといふことなんです。
○岡咲政府委員 上村委員の御意見はごもつとも思つておられますが、やはり試験は女だけの試験をやるといふようなことは好ましくないのではないかとお思います。やはり婦人といへども現に法律学を修めまして、修習生になり、近く判事補あるいは検事になる人もおり

ますし、現に高等試験に合格しておる人も数名おりますので、將來は婦人に対する法学教授が進んで参りますと、非常に多勢の婦人が弁護士、檢察官あるいは裁判官になり得るだろうと思つておられます。そのために特に別の試験をするならばより入りやすいであらうといふふうなことは、私としてはちよつと考へられないのではないかと考えておられます。
○上村委員 別の試験といふのはないのです。女の試験を施行するのを希望するといふのです。
○花村委員長 石川金次郎君より發言を求めておられますから、これを許します。
○石川委員 実は法務廳の予算と裁判所の予算につきまして内容を詳細に承り、法務廳の仕事、裁判所の仕事がどのように行けるのかといふことを見て知つておきたいと思つておられます。委員長が法務廳と裁判所の予算を説明する会をお催しくださいとおつておられるか、お願いしたいと思つておられますので、この希望を申し上げます。
○花村委員長 石川君の御發言、了承いたしました。
○花村委員長 この際ちよつとお話いたしました。法案が山積したしておりますので、簡単な議案より逐次あげて行きたいと思つておられます。つきましては下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案について、他に御質疑がなければ討論採決に入りたいと思つておられますが、いかがでございますか。
○梨木委員 私先ほど簡易裁判所の設置の問題について、予算が一銭もない

のに、地元の寄付によつて建設するといふようなことは今後やめてもらいたいといふことを希望したのですが、ここで討論採決に入るに先立ちまして、

今後最高裁判所は、簡易裁判所その他の裁判所の設置にあたりまして、地元の寄付によつて建設するといふような意見が今後もあるのかどうか、この点を伺つておきたいと思ひます。

○花村委員長 討論採決について今お話ししておるのですが討論採決に入ることに反対だとおつしやるのですか。質問ですか。

○梨木委員 討論採決に入る前に、一應その点を伺つておいて、私の方は討論したいと思ふのです。そういう趣旨なんです。

○花村委員長 御異議ありませんか。——御異議なければさうにはからいたたいと思ひます。討論はいかがいたしましうか。

○梨木委員 今の点について最高裁判所の御答弁を伺いたいと思ひます。これは非常に重要なことでありまして、今全国的に檢察廳、裁判所が、特に八王子なんかはやみ屋さんから寄付をもらつて檢察廳を建てておる。こういうことを今後行われたんでは裁判の公正は保たれません。この点は私は非常に重要だと思ふので、この際御答弁を伺いたいと思ひます。

○花村委員長 ちよつと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○花村委員長 それでは速記をはじめてください。

〔討論省略と呼ぶ者あり〕

○花村委員長 それでは討論を省略い

たしまして、これより本案について採決に入ります。本案に賛成の方の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○花村委員長 起立総員、よつて本案は原案の通り可決いたしました。

なお報告書の作成については委員長に御一任願ひます。

本日はこの程度で散会いたします。

午後六時五十六分散会

〔参照〕

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案〔内閣提出〕に関する報告書〔都合により別冊附録に掲載〕